

平成30年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会30-①)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化				
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。				
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応、取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度要求額
	当初予算(a)	21,832	28,840	37,244	47,929
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	21,832	28,840		
執行額(千円)	16,285	20,724			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—				

測定指標	相談事例の公表件数	実績値					評価対象年度 27年度～29年度	達成 目標達成
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
		12件	14件	12件	13件	12件		
	年度ごとの目標値	10件以上						
	取引実態調査結果の公表件数	実績値					評価対象年度 27年度～29年度	達成 相当程度進展あり
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
		1件	0件	0件	1件	2件		
	年度ごとの目標値	2件以上		1件以上				
	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 27年度～29年度	達成 相当程度進展あり
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 27年度～29年度	達成 相当程度進展あり
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
		別紙2のとおり。						
年度ごとの目標値								
取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況(注)	実績値					評価対象年度 27年度～29年度	達成 相当程度進展あり	
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
	別紙3のとおり。							
年度ごとの目標値								

(注) 「平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」(平成29年3月31日公表)からの変更点:独占禁止法違反行為の未然防止状況について、より実態に即した客観的な測定・評価を行う観点から、①「事業者、事業者団体等に対する要請・指導」を「事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数」に改め、カウント対象を具体化したほか、②「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数」のカウント対象を、報告書本体及び概要を集計したものから、関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したものに改め、関連ファイルの多寡がアクセス数の集計に与えないようにするなどの変更を行っている。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、「相談事例の公表件数」は目標を達成した。 また、「取引実態調査結果の公表件数」の平成28年度及び平成29年度の目標は達成したが、平成27年度の目標は達成できなかった。 独占禁止法に係る事業者等からの相談は毎年度1,000件程度を受け付け、相談事例集のアクセス件数も15,000件を超える多数を維持している。取引実態調査結果の事業者、事業者団体への報告書送付の実施件数等は平成29年度に大幅に増加している。独占禁止法に係る各種ガイドラインの説明会の参加者数もおおむね増加傾向にある。 以上から、本施策は、一部の指標で目標を達成できなかったものの、独占禁止法の未然防止は相当程度進展したと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為の未然防止に必要なかつ有効であり、相談対応を限られた人員で7日以内に処理していることや、講習会等を通じて取引実態調査結果、ガイドラインを広く普及した取組は効率的であったと評価できる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることとする。 【測定指標】 各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持するが、以下の点は改善する必要がある。 a より実態に即した客観的な測定・評価を行う観点から、平成30年度以降における「取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況」の実績値として「講習会、講師派遣等の参加者数」及び「日刊新聞の報道量」を追加する。 b 独占禁止法の未然防止の効果を高めるため、全国約2,300箇所の商工会議所及び商工会に在籍して相談窓口となっている経営指導員を対象とした研修会で、ガイドラインの説明を行うなどして、より多くの事業者等にガイドラインの普及・啓発に引き続き努めるとともに、新たな事業を行おうとする事業者等にとって参考となる新規性のある相談事例の公表を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事例集は、事業者等だけでなく学者などの関心が高いことから掲載事例の件数を増やしてはどうか。(多田委員)(意見を踏まえ、主要な事例を簡潔にまとめることとのバランスを踏まえながら、掲載事例の件数を増やせるかどうか検討することとした旨回答した。) ・新聞発表をする際には、まとめ方を工夫していただき、コンパクトかつポイントをまとめた資料作りが必要である。(池谷委員) ・相談事例集のページにアクセスをしても、必要な情報を見つけれず、去ってしまう方もいると考えられるので、法律に詳しくない利用者向けに検索機能を付けてはどうか。(中村委員)(既に年度別及び行為類型別の事例検索は可能であるが、予算上の制約を踏まえながら、さらなる検索の容易性を向上するように検討したい旨回答した。) ・アウトプット指標である相談対応がアウトカムである違反の未然防止に結びついているのか、手間と意義のトレードオフを考慮した上で、一つ事例を検証してはどうか。(小林委員)(意見を踏まえ、どのような検証方法が可能か否か、今後検討することとした旨回答した。)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「独占禁止法に関する相談事例集(平成26年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成27年6月17日</p> <p>②「独占禁止法に関する相談事例集(平成27年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成28年6月15日</p> <p>③「独占禁止法に関する相談事例集(平成28年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成29年6月21日</p> <p>④「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成28年4月28日</p> <p>⑤「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成29年6月28日</p> <p>⑥「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成29年11月29日</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	---

担当部局名	取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室	作成責任者名 (※記入は任意)	取引企画課長 真淵 博 取引調査室長 高居 良平 相談指導室長 -	政策評価実施時期	平成30年4月～7月
-------	----------------------------------	--------------------	---	----------	------------

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>ガイドラインの説 ① 明会の開催件数 [102件]</p> <p>ガイドラインの説 ② 明会の参加者数 [約5,490名]</p> <p>不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[5件] ③</p> <p>不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[約170名] ④</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[74件]</p> <p>② 同左[約4,220名]</p> <p>③ 同左[5件]</p> <p>④ 同左[約120名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[103件]</p> <p>② 同左[約6,070名]</p> <p>③ 同左[6件]</p> <p>④ 同左[約350名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[95件]</p> <p>② 同左[約7,190名]</p> <p>③ 同左[2件]</p> <p>④ 同左[約40名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[97件]</p> <p>② 同左[約6,840名]</p> <p>③ 同左[4件]</p> <p>④ 同左[約120名]</p>
年度ごとの目標値	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

		施策の進捗状況(実績)				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
測定指標	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 事業者等からの相談件数[1,046 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[13,763件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,068件]</p> <p>② 同左[8,238件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[947件]</p> <p>② 同左[15,800件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[977件]</p> <p>② 同左[16,150件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[991件]</p> <p>② 同左[18,168件]</p>
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。
	① 事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数[8件]	① 同左[0件]	① 同左[0件]	① 同左[12件]	① 同左[2,491件]
	② 講習会、講師派遣等の実施回数[2件]	② 同左[0件]	② 同左[0件]	② 同左[1件]	② 同左[9件]
	③ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数[8,829件](注)	③ 同左[4,033件]	③ 同左[3,375件]	③ 同左[8,132件]	③ 同左[20,758件]
	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[8,829件]	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[4,033件]	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[3,375件]	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[2,456件]	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[1,764件]
(2) —	(2) —	(2) —	(2) (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[5,676件]	(2) (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[1,313件]	
(3) —	(3) —	(3) —	(3) —	(3) (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[8,179件]	
(4) —	(4) —	(4) —	(4) —	(4) (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[9,502件]	
年度ごとの目標値	取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

(注) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化

【具体的内容】

独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談（企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。）への対応、取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。（平成 27 年度ないし平成 29 年度）

3. 評価の実施時期

平成 30 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化のために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために役立ったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 事業者等からの相談への対応

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等から、これから実施しようとして検討している具体的な事業活動に

ついて独占禁止法上問題がないかどうか個別の相談があった場合には、これに回答をしている。当該相談の受付窓口は、公正取引委員会事務総局の本局（東京都に所在。以下「本局」という。）のほか、全国各地の地方事務所及び支所（以下「地方事務所等」という。）に設けており、当該窓口の連絡先等については公正取引委員会ウェブサイト等において周知している。

平成25年度以降の事業者等からの相談件数は表1のとおりである。

表1 事業者等からの相談件数

相談者	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業者	803件	832件	750件	776件	780件
流通取引に関する相談	516件	575件	537件	509件	552件
技術取引に関する相談	55件	38件	35件	30件	30件
共同研究開発に関する相談	17件	14件	12件	25件	15件
共同行為に関する相談	125件	116件	80件	109件	101件
その他	90件	89件	86件	103件	82件
団体	243件	236件	197件	201件	211件
合計	1,046件	1,068件	947件	977件	991件

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると考えられる事例を相談事例集として取りまとめ、毎年度公表している。平成25年度以降の相談事例集への掲載事例件数、ウェブサイトへのアクセス数の推移は表2のとおりである。

表2 相談事例集への掲載事例件数、ウェブサイトアクセス数

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公表件数	12件	14件	12件	13件	12件
アクセス数	13,763件	8,238件	15,800件	16,150件	18,168件

(2) 取引実態調査の実施・公表等

公正取引委員会では、事業活動の実態等について競争政策の観点から

調査を行い、調査対象とした業界の取引慣行の問題点等について整理した上、当該調査結果を取りまとめて公表している。

平成25年度以降の取引実態調査結果の公表状況は、表3のとおりである。

表3 取引実態調査結果の公表状況

	年度	公表した取引実態調査
これまでの実績	25年度	ガソリンの取引に関する調査（平成25年7月23日公表。以下「ガソリン調査」という。）
評価対象期間の実績	28年度	ガソリンの取引に関するフォローアップ調査（平成28年4月28日公表。以下「ガソリンFU調査」という。）
	29年度	液化天然ガスの取引実態に関する調査（平成29年6月28日公表。以下「LNG調査」という。） 公立中学校における制服の取引実態に関する調査（平成29年11月29日公表。以下「制服調査」という。）

（注）平成26年度及び平成27年度は公表していない。

平成25年度以降の事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数等の推移は、表4のとおりである。

表4 事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数等

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数	8件	0件	0件	12件	2,491件
講習会、講師派遣等の実施回数	2件	0件	0件	1件	9件
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数(注)	8,829件	4,033件	3,375件	8,132件	20,758件
ガソリン調査	8,829件	4,033件	3,375件	2,456件	1,764件
ガソリンFU調査	-	-	-	5,676件	1,313件
LNG調査	-	-	-	-	8,179件
制服調査	-	-	-	-	9,502件

(注) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの

(3) 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

公正取引委員会では、独占禁止法の考え方を明確化することで事業者等の予見可能性を向上させ、独占禁止法違反行為の未然防止を図るために、不当廉売ガイドライン、事業者団体ガイドライン等の各種ガイドラインを策定・公表し、ガイドラインの説明会を開催したり、事業者等が開催する研修会や講演会に講師を派遣したりするなどして、ガイドラインの普及・啓発に取り組んでいる。

なお、事業者等の活動に関する主要なガイドラインは、表5のとおりである。

表5 事業者等の活動に関する主要なガイドライン

<ul style="list-style-type: none">・「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(流通・取引慣行ガイドライン)(平成3年7月)(以下「流取ガイドライン」という。)・「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(共同研究開発ガイドライン)(平成5年4月)・「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(事業者団体ガイドライン)(平成7年10月)・「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(パテントプールガイドライン)(平成17年6月)・「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(農協ガイドライン)(平成19年4月)・「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(知的財産ガイドライン)(平成19年9月)・「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」(排除型私的独占ガイドライン)(平成21年10月)・「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(不当廉売ガイドライン)(平成21年12月)・「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(優越的地位濫用ガイドライン)(平成22年11月)
--

近年では、各種ガイドラインの効率的な普及・啓発を図るため、①事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、事業者等に対するガイドラインの普及・啓発を図るとともに、②商工会議所等の経営指導員を対象とした研修会に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、経営指導員が事業者等から経営等の相談を受けた際にガイドラインを参照した対応ができるようにしている。

また、特定のガイドラインのうち、事業者等からのニーズも踏まえた説明会も実施している。例えば、不当廉売ガイドラインについては、事業者等から講演依頼に応じて、公正取引委員会の職員を派遣し、当該ガイドラインの浸透状況に応じた普及・啓発を行った。

平成25年度以降に、事業者等が開催する会合及び商工会議所・商工会の経営指導員向け研修会へ公正取引委員会の職員を講師として派遣するなどした件数及び参加人数の推移は、表6のとおりである。

表6 ガイドラインの説明会開催件数・参加人数

年度	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業者等向け	25件 (1,440名)	23件 (1,175名)	52件 (3,465名)	54件 (4,578名)	62件 (4,384名)
経営指導員向け	77件 (4,050名)	51件 (3,040名)	51件 (2,609名)	41件 (2,611名)	35件 (2,453名)
合計	102件 (5,490名)	74件 (4,215名)	103件 (6,074名)	95件 (7,189名)	97件 (6,837名)
上記のうち不当廉売ガイドラインの説明会	5件 (170名)	5件 (120名)	6件 (350名)	2件 (42名)	4件 (124名)

(注) 括弧内の件数は説明会主催者により示された参加者数

さらに、全国の商工会議所や商工会が発行する会報誌に、独占禁止法に係る記事を掲載してもらうよう働きかけるなど、ガイドラインの普及・啓発の方法の多様化を図った。会報誌への独占禁止法に係る記事の掲載件数は、平成27年度は30回、平成28年度は25回、平成29年度は30回であり、このようにして、全国の商工会議所や商工会の会員に対して広範に独占禁止法やガイドラインの普及・啓発を図った。

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテル等の不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。他方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応だけでなく、未然防止を図ることも重要である。

①事業者等からの個別相談への対応及び当該相談事例の公表、②取引

実態調査の実施・公表等、③独占禁止法上の考え方を示したガイドラインの普及・啓発は、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保し、事業者等の予見可能性をより向上させ、もって独占禁止法違反行為を未然に防止するものであり、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すために必要である。

(2) 有効性

ア 事業者等からの相談への対応

(7) 相談事例集の掲載事例件数を充実させ、事業者等の独占禁止法に対する理解を促し、独占禁止法に係る事業者等からの相談に適切に対応し、事業者等の独占禁止法に対する理解や予見可能性を向上させることは、独占禁止法違反行為の未然防止につながるため、相談事例集の掲載事例件数、事業者等からの相談件数、相談事例集のアクセス件数を指標として設定し、効果を測定した。

(4) 近年、公正取引委員会では、事業者等からの相談を毎年度1,000件程度受け付けており、独占禁止法違反行為の未然防止に一定の効果があつたといえる。

事業者等からの相談事例集への掲載事例件数は、表2のとおりであり、年間10件以上とした目標をいずれの年度も達成した。

平成29年6月に公表した相談事例集には、①メーカーが商品売残りのリスク等を自ら負うことを前提として、販売委託先の小売業者に対して販売価格を指示する事例、②メーカーが共同研究開発の参加者に対し、成果である技術の供与及び当該技術を用いた製品の販売を第三者に行うことを一定期間制限する事例、③メーカー2社が商品配送の効率化のため、遠隔の地域に所在する取引先への配送を共同化する事例等、事業者等の独占禁止法違反行為の未然防止につながるものであり、今後の事業活動の参考となると考えられる事例を掲載している。

このように相談事例を充実させることによって、各種ガイドラインを補って、事業者等の独占禁止法に対する理解を促す効果があるものと考えられる。

また、前記5(1)のとおり、公正取引委員会ウェブサイトに掲載した相談事例集へのアクセス数は、平成27年度より引き続き15,000件を超えており、多数を維持している。

以上のことから、多数の事業者等が公正取引委員会に事前相談し、さらに、当該相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の予見可能性が向上し、独占禁止法違反行為の未

然防止に有効な取組であったと評価できる。

イ 取引実態調査の実施・公表等

- (7) 取引実態調査の公表及び普及・啓発を通じて独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させることは、独占禁止法の未然防止につながるため、取引実態調査結果の公表件数、事業者、事業者団体等への報告書送付等の実施件数、講習会、講師派遣等の実施回数、公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数を指標として設定し、効果を測定した。

- (イ) 取引実態調査結果の公表件数は、表3のとおりであり、平成27年度は0件（目標値：2件以上）、平成28年度は1件（目標値：1件以上）、平成29年度は2件（目標値：1件以上）であり、平成28年度及び平成29年度においては目標を達成した。平成28年度以降の目標値については、平成27年度に実施した政策評価委員会における委員からの意見（測定指標の目標設定に課題があるのではないか）を踏まえ、「2件以上」を「1件以上」に改めている。

平成27年度の取引実態調査結果の公表件数が0件であった理由は、取引実態調査は実施したものの、当該年度中に競争政策上の有効な提言を行うに至らなかったためである。関連して、平成27年度においては、「事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数」及び「講習会、講師派遣等の実施回数」も0件となっている。

事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数は、平成28年度は12件、平成29年度は2,491件であった。平成28年度の12件は書面調査先7社等に対するものであるところ、平成29年度の大規模な増加は、制服調査において、書面調査で回答のあった公立中学校447校に加え、全国の市区町村教育委員会（1,806機関）等に報告書概要を送付したためである。

講習会、講師派遣等の実施回数は、表4のとおりであり、平成28年度は1件、平成29年度は9件であった。平成28年度の1件は業界団体に対するものであるところ、平成29年度の大規模な増加は、公表案件が2件あったことに加え、外部からの依頼が多かったことによるものである。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数は、表4のとおりであり、平成27年度は3,375件、平成28年度は8,132件、平成29年度は20,758件であった。平成29年度の大規模な増加は、LNG調査8,179件、制服調査9,502件の影響が大きいところ、特に制服調査については、全国の市区町村教育委員会（1,806機関）等に

報告書概要の送付を実施した12月のみで4,987件のアクセスがあったため、送付先から一定数のアクセスがあったものと考えられる。

以上のことから、取引実態調査結果の公表件数については平成27年度の目標を達成することができなかったものの、取組全体としては、独占禁止法違反行為の未然防止に有効なものであったと評価できる。

ウ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

(7) 各種ガイドラインの普及・啓発を通じて独占禁止法上の考え方の理解や予見可能性を向上させることで、独占禁止法違反の未然防止につながるため、ガイドライン講習会、講師派遣回数、講習会等の参加者数を指標として設定し、効果を測定した。

(イ) 平成27年度ないし平成29年度におけるガイドラインの説明会開催件数・参加者数の推移は表6のとおりであり、説明会開催件数の合計数はおおむね横ばいで、参加者数の合計数はおおむね増加で推移した。

参加者数がおおむね増加で推移した理由は、平成27年から平成29年にかけて流取ガイドラインの改正があり、それに伴って説明会を全国各地で開催したほか、職員を講師派遣するなどして改正の周知を行ったためである。

以上のことから、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発は、独占禁止法違反行為の未然防止に有効なものであったと評価できる。

(3) 効率性

ア 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応及び相談事例の公表に係る業務については、本局において、職員6人が従事している。このほか、地方事務所等においては、相談対応を専門に担当する部署は存在しないが、地方事務所等の総務課及び経済取引指導官の合計17人が他の業務との兼務で相談対応に従事している。

このように少人数の体制で、日々、事業者等から寄せられる多数の相談に対応し、相談事例を取りまとめ公表を行っているところ、公正取引委員会が平成27年度ないし平成29年度に受け付けた相談の処理日数をみると、平成27年度においては92.9%の事案、平成28年度においては92.1%の事案、平成29年度においては91.6%の事案について、相談を受け付けた日から7日以内に回答している。7日以内に回答した

比率は、いずれの年度も90%以上と高い水準であり、一部の担当者に業務が集中しないように、担当事案を適宜割り振るなどして迅速な処理を維持できており、効率的に行われていると評価できる。

イ 取引実態調査の実施・公表等

取引実態調査結果の公表後は、報告書をウェブサイトに掲載したほか、関係者が多数参加する会合（例：LNG調査における32か国・地域のLNG関係者1,200名以上が参加した「LNG産消会議2017」）への職員派遣、関係者（例：制服調査における全国の市区町村教育委員会[1,806機関]）に対する報告書の送付等を通じて、各国・地域や日本国内の関係者に対して、効率的に調査結果の普及・啓発を図ることができた。

以上のことから、これらの取組は効率的に行われていると評価できる。

ウ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を派遣するとともに、全国約2,300箇所の商工会議所及び商工会に在籍して相談窓口となっている経営指導員を対象とした研修会に公正取引委員会の職員を派遣してガイドラインの普及・啓発を行うことにより、全国にわたってより多くの事業者等に対して独占禁止法上の考え方の周知が図られ、事務処理に要するコストの削減に寄与したことから効率的に行われたと評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

実績評価書（標準様式）における測定指標のうち、「相談事例の公表件数」は目標を達成した。

また、「取引実態調査結果の公表件数」の平成28年度及び平成29年度の目標は達成したが、平成27年度の目標は達成できなかった。

独占禁止法に係る事業者等からの相談は毎年度1,000件程度を受け付け、相談事例集のアクセス件数も15,000件を超える多数を維持している。取引実態調査結果の事業者、事業者団体への報告書送付の実施件数等は平成29年度に大幅に増加している。独占禁止法に係る各種ガイドラインの説明会の参加者数もおおむね増加傾向にある。

以上から、本施策は、一部の指標で目標を達成できなかったものの、独占禁止法の未然防止は相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為の未然防止に必要かつ有効であり、相談対応を限られた人員で7日以内に処理していることや、講習会等を通じて取引実態調査結果、ガイドラインを広く普及した取組は効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることとする。

(イ) 測定指標

各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持するが、以下の点は改善する必要がある。

a より実態に即した客観的な測定・評価を行う観点から、平成30年度以降における「取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況」の実績値として「講習会、講師派遣等の参加者数」及び「日刊新聞の報道量」を追加する。

b 独占禁止法の未然防止の効果を高めるため、全国約2,300箇所の商工会議所及び商工会に在籍して相談窓口となっている経営指導員を対象とした研修会で、ガイドラインの説明を行うなどして、より多くの事業者等にガイドラインの普及・啓発に引き続き努めるとともに、新たな事業を行おうとする事業者等にとって参考となる新規性のある相談事例の公表を行うこととする。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 相談事例集は、事業者等だけでなく学者などの関心が高いことから掲載事例の件数を増やしてはどうか。 (意見を踏まえ、主要な事例を簡潔にまとめることとのバランスを踏まえながら、掲載事例の件数を増やせるかどうか検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>多田委員</p>
---	-------------

<p>○ 新聞発表をする際には、まとめ方を工夫していただき、コンパクトかつポイントをまとめた資料作りが必要である。</p>	<p>池谷委員</p>
<p>○ 相談事例集のページにアクセスをしても、必要な情報を見つけられず、去ってしまう方もいると考えられるので、法律に詳しくない利用者向けに検索機能を付けてはどうか。</p> <p>（既に年度別及び行為類型別の事例検索は可能であるが、予算上の制約を踏まえながら、さらなる検索の容易性を向上するように検討したい旨回答した。）</p>	<p>中村委員</p>
<p>○ アウトプット指標である相談対応がアウトカムである違反の未然防止に結びついているのか、手間と意義のトレードオフを考慮した上で、一つ事例を検証してはどうか。</p> <p>（意見を踏まえ、どのような検証方法が可能か否か、今後検討することとしたい旨回答した。）</p>	<p>小林委員</p>

平成30年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会30-②)

施策名	競争政策の普及啓発等 海外の競争当局等との連携の推進					
施策の概要	技術支援の積極的な実施, 我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することや二国間, 多国間の枠組みを活用することにより, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ, 海外競争当局間の協力・連携の強化に努める。					
達成すべき目標	開発途上国・移行経済国(以下「途上国等」という。)の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知すること及び二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への積極的参加によって, 海外の競争当局等との連携を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	67,466	68,620	64,590	96,840
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	67,466	68,620		
執行額(千円)	62,531	64,097				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経済産業委員会附帯決議					

測定指標	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注)	実績値					評価対象年度	達成
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	目標達成
		94%	90%	96%	99%	100%		
	年度ごとの目標値	80%以上						
	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	実績値					評価対象年度	達成
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	目標達成
		34件	30件	37件	41件	35件		
	年度ごとの目標値	34件以上	30件以上	29件以上	33件以上	34件以上		
	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
25年度		26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	相当程度進展あり	
別紙のとおり。								
年度ごとの目標値								

(注) 「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価又は講義の質について」、「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」又は「研修の案件目標について自身の達成状況をどう評価するか」の項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標のうち、「途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数」について、目標を達成している。</p> <p>また、「二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上による我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」については、一部の指標について前年度の実績を下回ったものがあるものの、海外競争当局との二国間協議は一定程度開催されており、ICNの年次総会及び各作業部会ワークショップにも一定程度参加している。また、途上国に対する技術支援も一定程度実施しており、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数もおおむね増加している。さらに、英文トップページへのアクセス数は大幅な増加傾向を示している。</p> <p>以上から、我が国の競争政策の海外への周知は十分に行われ、公正取引委員会の国際的なプレゼンスは向上されているものと考えられ、海外競争当局との連携の推進は相当程度進展したと考えられる。</p>

評価結果	施策の分析	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局間協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加及び途上国等の競争当局への技術支援の実施並びに海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であったと評価できる。また、迅速に英文プレスリリースを英文ページに掲載し、コンテンツを増加させた等の取組は、効率的であったと評価できる。</p> <p>ただし、途上国等に対する技術研修の参加者に対するアンケート結果によれば、実践的な講義を求める内容の回答があり、被支援国の抱える執行上の問題を理解し、より需要を汲み取った内容にするなど、研修内容を検証し、より有効なものとするを通じて、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 引き続き、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知し、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させることにより、海外競争当局間の協力・連携の強化に努めることとする。</p> <p>【測定指標】 各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持するが、以下の点は改善する必要がある。</p> <p>a 東アジアを中心とする途上国等においては、競争法制定から間もなく、我が国の独占禁止法並びに公正取引委員会の法執行及び運用を参考としているものと考えられ、途上国等の競争当局に対する技術支援等を実施し、海外競争当局間の協力・連携を強化することが必要である。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、また、そのニーズも、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれる。この点、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に対応していくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。</p> <p>例えば、実際の事例に基づいたより実践的な講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、被支援国それぞれが抱えるニーズ等を事前により的確に把握し、それら参加者が抱える問題に適切に対応した研修内容を検討していく必要がある。一度の研修に被支援国が複数参加するなど、それら全ての国のニーズ等への完全な対応が難しい場合には、講義における質疑応答の時間をより多く設ける等の対応を検討する必要がある。また、競争法を導入していない国からの研修生が参加する場合には、講義資料及び講義における説明を工夫し、異なるレベルの競争法・政策を持つ国に対応できるような講義内容とする工夫を行う必要がある。</p> <p>b 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣に関しては、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、IBA等の競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣してきているところ、積極的な講師派遣により、次回のセミナー等においても主催者から再度の講師派遣を依頼されるという好循環が生まれている。引き続き、かかる好循環を維持するために、セミナー等で用いる資料について、参加者のニーズを把握した上で、それに即した資料を作成する。</p>
学識経験を有する者の知見の活用		<p>・英文プレスリリースページに事件経緯、ポンチ絵など日本版ホームページに記載がある内容を掲載するなど、情報面でより一層の充実を図っていただきたい。(多田委員) (意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>・途上国等の状況に応じて研修を行っているとのことだが、どの部分に力点を置いて研修を行っているのかが分かれば検証を行いやすい。(池谷委員) (意見を踏まえ、実績評価書に所要の修正を行った。)</p> <p>・途上国等に対し研修を実施する場合、実例がある研修と実例がない研修の両方を実施し、実施後、アンケートを実施するなどして、その効果を検証してはどうか。(小林委員) (途上国には、それぞれ法の浸透度に差があることから、途上国の実情に沿った研修を実施し、また、研修の効果が検証できる方法を検討することとしたい旨回答した。)</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答に係るアンケート

①JICAベトナム競争法・政策研修終了時に実施したアンケート
 第13回JICAベトナム競争法・政策研修(平成27年5月12日～23日)終了時に実施したアンケート
 調査対象者数・人数:本研修参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:JICA 調査日:平成27年5月22日 有効回答数:8

②JICAインドネシア競争法・政策研修終了時に実施したアンケート
 (1)第12回JICAインドネシア競争法・政策研修(平成29年2月7日～10日)終了時に実施したアンケート
 調査対象者数・人数:本研修参加者10名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:JICA 調査日:平成29年2月10日 有効回答数:10
 (2)第13回JICAインドネシア競争法・政策研修(平成30年3月26日～30日)終了時に実施したアンケート
 調査対象者数・人数:本研修参加者10名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:JICA 調査日:平成30年3月30日 有効回答数:10

③JICAモンゴル競争法・政策研修終了時に実施したアンケート
 (1)第1回JICAモンゴル競争法・政策研修(平成28年1月12日～15日)終了時に実施したアンケート
 調査対象者数・人数:本研修参加者13名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:JICA 調査日:平成28年1月15日 有効回答数:10
 (2)第3回JICAモンゴル競争法・政策研修(平成29年3月14日～17日)終了時に実施したアンケート
 調査対象者数・人数:本研修参加者15名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:JICA 調査日:平成29年3月17日 有効回答数:15
 (3)第4回JICAモンゴル競争法・政策研修(平成30年2月26日～3月1日)終了時に実施したアンケート
 調査対象者数・人数:本研修参加者15名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:JICA 調査日:平成30年3月1日 有効回答数:15

④JICA途上国競争法・政策研修終了時に実施したアンケート
 (1)第21回JICA途上国競争法・政策研修(平成27年8月20日～9月18日)
 調査対象者・人数:本研修参加者14名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:JICA 調査日:平成27年9月18日 有効回答数:14
 (2)第22回JICA途上国競争法・政策研修(平成28年8月1日～8月19日)
 調査対象者・人数:本研修参加者15名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:JICA 調査日:平成28年8月19日 有効回答数:15
 (3)第23回JICA途上国競争法・政策研修(平成29年7月24日～8月10日)
 調査対象者・人数:本研修参加者21名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:JICA 調査日:平成28年8月10日 有効回答数:21

⑤JAIF競争法・政策研修終了時に実施したアンケート
 (1)第1回JAIF競争法・政策研修(平成29年1月11日～13日)
 調査対象者・人数:本研修参加者23名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:インドネシア事業競争監視委員会(KPPU) 調査日:平成29年1月13日 有効回答数:18
 (2)第2回JAIF競争法・政策研修(平成29年12月6日～8日)
 調査対象者・人数:本研修参加者24名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。
 作成者:インドネシア事業競争監視委員会(KPPU) 調査日:平成29年12月8日 有効回答数:21
 (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。

担当部局名	官房国際課	作成責任者名 (※記入は任意)	官房国際課長 原 一弘	政策評価実施時期	平成30年4月～7月
-------	-------	--------------------	-------------	----------	------------

		施策の進捗状況(実績)				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
測定指標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	
	① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[4回]	① 同左[2回]	① 同左[7回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]	
	② ICN(国際競争ネットワーク)(注1)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]	② 同左[4回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	
	③ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注2)の実施回数[5回]	③ 同左[4回]	③ 同左[5回]	③ 同左[6回]	③ 同左[5回]	
	④ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[20回]	④ 同左[22回]	④ 同左[22回]	④ 同左[27回]	④ 同左[18回]	
	⑤ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち, 独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[18回]	⑤ 同左[16回]	⑤ 同左[18回]	⑤ 同左[24回]	⑤ 同左[23回]	
	⑥ 公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[75,861件]	⑥ 同左[80,058件]	⑥ 同左[88,305件]	⑥ 同左[184,144件]	⑥ 同左[135,424件]	
	⑦ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[17,766件]	⑦ 同左[15,828件]	⑦ 同左[23,403件]	⑦ 同左[134,779件]	⑦ 同左[111,137件]	
年度ごとの目標値	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への積極的な参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施し, 並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。					

(注1) ICNとは, 競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり, 平成30年3月現在, 125か国・地域から138の競争当局が参加している。

(注2) 公正取引委員会は, JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下, 我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し, 途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として, 途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。また, 平成28年度より日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して, ASEAN加盟国の競争当局に対する競争法の執行力強化のための技術研修を開催している。

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等

海外の競争当局等との連携の推進

【具体的内容】

技術支援の積極的な実施，我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することや二国間，多国間の枠組みを活用することにより，公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ，海外競争当局間の協力・連携の強化に努める。

2. 施策の目標（目標達成時期）

開発途上国・移行経済国（以下「途上国等」という。）の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること，公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知すること及び二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催，多国間における検討への積極的参加によって，海外の競争当局等との連携を推進する。（平成 27 年度ないし平成 29 年度）

3. 評価の実施時期

平成 30 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，海外競争当局等との連携を推進するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，海外競争当局等との連携を推進するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 途上国等に対する技術研修の実施

公正取引委員会は，東アジア地域における経済関係の活発化に伴う競争環境の重要性に鑑みて，また，アフリカ諸国に対する積極的支援を行うという政府の方針に鑑みて，東アジア，アフリカ地域各国等に対し，独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）のスキ

ームや日・ASEAN統合基金（以下「JAIF」という。）を活用し、各国の競争当局の職員を我が国に招いたり、日本の職員を専門家として派遣したりするなどして、競争法の整備・執行に関する技術支援を積極的に行っている。各国の競争当局等の職員を日本側に招いて実施した研修は表1のとおりである。

表1 各競争法・政策研修の実施状況

		JICAベトナム向け研修	JICAフィリピン向け研修	JICAインドネシア向け研修	JICAモンゴル向け研修	ADB I 途上国向け研修	JICA 途上国向け研修	JAIF研修
これまでの実績値	平成25年度	第9回 (5/13-23) (8名) ----- 第10回 (11/11-28) (8名)	第1回 (4/1-12) (17名)	-	-	第1回 (6/3-7) (12名)	第19回 (8/29-9/27) (12名)	-
	平成26年度	第11回 (5/19-30) (8名) ----- 第12回 (11/10-28) (8名)	-	-	-	第2回 (6/9-13) (20名)	第20回 (8/14-9/12) (6名)	-
評価対象期間の実績値	平成27年度	第13回 (5/13-22) (8名)	第2回 (2/4) (15名)	第10回 (3/14-15) (11名)	第1回 (1/12-15) (13名)	-	第21回 (8/20-9/18) (14名)	-
	平成28年度	-	-	第11回 (4/18-21) (20名) ----- 第12回 (2/7-10) (10名)	第2回 (5/24-27) (16名) ----- 第3回 (3/14-17) (8名)	-	第22回 (8/1-19) (15名)	第1回 (1/11-13) (23名)
	平成29年度	第14回 (1/30-2/2) (8名)	-	第31回 (3/26-30) (10名)	第4回 (2/26-3/1) (8名)	-	第23回 (7/24-8/10) (8名)	第2回 (12/6-8) (8名)

(注1) 各研修について、括弧内に研修期間及び研修参加人数を記載。

(注2) 表中のADB Iとは、アジア開発銀行研究所のこと。以下「ADB I」という。

(注3) 「-」は、研修を実施していないことを示す。

表1に記載した研修のうち、平成27年度ないし平成29年度に実施した各研修の内容は以下のとおりである。

研修を実施するに当たっては、各当局等からのニーズを踏まえつつ、既に競争法の執行経験を一定程度有する当局向け研修（例えば下記ウ）では、市場調査手法等、より専門的・実践的な内容の講義を重点的に行ったほか、競争法が施行されてから年月が比較的浅い当局向け研修（例えば下記オ）では、独占禁止法の規制概要や執行例の紹介等の基礎的な説明を中心に講義を行った。

ア ベトナム競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（ベトナム競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、ベトナムの競争当局であるベトナム競争庁の職員等を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ベトナムにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、ベトナム競争法・政策研修を平成21年3月から平成30年2月まで開催するとともに、平成20年9月から平成27年9月まで公正取引委員会職員延べ3名を長期専門家としてベトナム競争庁に派遣した。

イ フィリピン競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（フィリピン競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、フィリピンの競争当局である司法省競争庁の職員等を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、フィリピンにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、フィリピン競争法・政策研修を平成25年4月から平成28年2月まで開催した。

ウ インドネシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（インドネシア競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、インドネシアの競争当局である事業競争監視委員会の職員等を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、インドネシア競争法・政策研修を平成16年1月から開催するとともに、平成16年7月から公正取引委員会職員延べ3名を長期専門家として事業競争監視委員会に派遣している。

エ モンゴル競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（モンゴル競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、モンゴルの競争当局である公正競争・消費者保護庁の職員等を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、モンゴルにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、モンゴル競争法・政策研修を平成28年1月から開催している。

オ 途上国に対する競争法・政策に関する技術研修（JICA途上国競争法・政策研修）

途上国では、近年、競争法を導入又は強化しようとする動きが活発化している。これを受けて、公正取引委員会は、JICAの協力の下、途上国の競争当局等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国競争政策研修を平成6年度から開催しており、平成29年度には、イラク、イラン、インドネシア、ウクライナ、ケニア、スーダン、セルビア、タジキスタン、パプアニューギニア、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンゴル、モンテネグロ及びラオスの競争当局等の職員が参加した。

カ J A I F を活用した技術研修（J A I F 競争法・政策研修）

公正取引委員会は、ASEAN（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局である事業競争監視委員会の協力の下、J A I F を活用し、ASEAN加盟国の競争当局の執行力強化を図るため、ASEAN加盟国の競争当局の職員等を対象に、J A I F 競争法・政策研修を平成29年1月から開催している。

キ 研修参加者へのアンケート

前記アないしカの技術研修終了時に、JICA等が研修参加者に対してアンケートを実施している。当該アンケートの「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」、「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」及び「研修の案件目標について自身の達成状況をどう評価するか」の項目について、最高評価を5とした5段階評価であれば「5」又は「4」、最高評価を4とした4段階評価であれば「4」又は「3」と評価した回答数の割合（アンケートにおいて複数の項目について回答を求めている場合

にはそれらの平均。以下、この割合を「途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」という。）は表3のとおりである。

表2 各競争法・政策研修終了時に実施したアンケート結果

		JICAベトナム向け研修	JICAフィリピン向け研修	JICAインドネシア向け研修	JICAモンゴル向け研修	ADB/途上国向け研修	JICA途上国向け研修	JAIF研修	平均
これまでの実績値	平成25年度	98%	98%	100%	-	86%	81%	-	94%
	平成26年度	98%	-	-	-	85%	89%	-	90%
評価対象期間の実績値	平成27年度年度	94%	-	-	100%	-	98%	-	96%
	平成28年度年度	-	-	100%	100%	--	96%	100%	99%
	平成29年度年度	-	-	100%	100%	-	100%	100%	100%

(注) 「-」は、アンケート又は研修を実施していないことを示す。

前記アンケートにおいては、研修参加者から「講義内容は、競争当局の実務者としての日々の仕事に大いに関連するものであった。」といった講義構成に関する評価（第22回JICA途上国競争法・政策研修）や「審査手法や電子証拠の収集・活用の講義は、興味深く、審査手続における証拠収集及び事件処理の能力向上に大変有用な講義だった。」といった個別の講義内容に関する評価（第22回JICA途上国競争法・政策研修）が寄せられている一方で、「国際案件の実務と知見をより学びたい。」「もっと多くの実例に基づいた講義をやってほしい。」（第1回JAIF競争法・政策研修）といった要望も寄せられている。

なお、公正取引委員会は、技術協力の対象となる各国の競争当局等職員が参加する現地セミナー等に対しても積極的に講師派遣を行っている。平成27年度ないし平成29年度の講師派遣状況は表3のとおりである。

表3 現地セミナー等への講師の派遣状況

年度	派遣した国
平成27年度	韓国, ケニア, スイス, 中国, フィリピン, ベトナム, マレーシア及びモンゴル
平成28年度	インドネシア, 韓国, タイ, ベトナム, マレーシア及びモンゴル
平成29年度	インド, インドネシア, 韓国, ケニア, シンガポール, スイス, フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア及びモンゴル

(2) 海外に対する我が国競争政策の周知状況

海外の競争当局等との連携を推進する際には、その前提としてお互いの法制度や法執行の状況等について理解を進めることが重要であり、公正取引委員会の活動等について広く海外に周知することにより、海外競争当局等に知ってもらう必要がある。このため、公正取引委員会は、英文ウェブサイト充実させている。また、競争当局のみならず、海外の法曹協会が主催し、当該協会の会員である法曹資格者や企業の法務担当者等も多数出席するセミナー等へ講師を派遣する（後記エ参照）ことによって、海外における多様な層に対して広く我が国の競争政策を周知している。

ア 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数は、表4のとおりである。

表4 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数

	年度	独占禁止法関係	企業結合関係	その他	合計
これまでの実績値	平成25年度	13件	5件	16件	34件
	平成26年度	11件	5件	14件	30件
評価対象期間の実績値	平成27年度	15件	3件	19件	37件
	平成28年度	17件	7件	17件	41件
	平成29年度	20件	3件	12件	35件

(注) 用語の定義は以下のとおり。

①「独占禁止法関係」: 公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」¹中「独占

¹ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/index.html>

禁止法（排除措置命令・警告等）²及び「独占禁止法（その他）」³に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものをいう。

②「企業結合関係」：公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「企業結合関係」⁴に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものをいう。

③「その他」：公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものであって、「独占禁止法関係」及び「企業結合関係」以外のものをいう。

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの中でもトップページ⁵（以下「英文トップページ」という。）及びプレスリリースページ⁶（以下「英文プレスリリースページ」という。）は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するための主要なページである。

英文トップページ及び英文プレスリリースページへのアクセス数は表5のとおりである。

表5 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス数

	年度	英文トップページ		英文プレスリリースページ	
		件数	対前年度比	件数	対前年度比
これまでの実績値	平成25年度	75,861件	151%	17,766件	22%
	平成26年度	80,058件	106%	15,828件	89%
評価対象期間の実績値	平成27年度	88,305件	110%	23,403件	148%
	平成28年度	184,144件	209%	134,779件	576%
	平成29年度	135,424件	74%	111,137件	82%

（注）公正取引委員会において、英文トップページ及び英文プレスリリースページについてアクセスログの解析を実施。

ウ 海外における公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの紹介

英文プレスリリースを掲載するなど、英文ページを更新した場合には、海外ジャーナル等にその旨を連絡することとしており、積極的な情報発信に努めている。

² <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksochi/index.html>

³ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksonota/index.html>

⁴ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/ma/index.html>

⁵ <https://www.jftc.go.jp/en/index.html>

⁶ <https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/index.html>

なお、英文トップページは、ICN（国際競争ネットワーク。後記(3)イ参照。）のサイト⁷においてリンク先として掲載されている。

エ 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣

公正取引委員会は、当委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、IBA（国際法曹協会）等の競争当局以外の組織・団体である海外の法曹協会等が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣している。

海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数は表6のとおりである（派遣先は別紙のとおり）。

表6 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数

	年度	回数
これまでの実績値	平成25年度	20回
	平成26年度	22回
評価対象期間の実績値	平成27年度	22回
	平成28年度	27回
	平成29年度	18回

(3) 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催及び多国間における検討への参加状況

ア 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、海外の競争当局との協力体制を強化するため、平成11年10月に米国と、平成15年7月にEUと、平成17年9月にカナダとの間で、それぞれ二国間での独占禁止協力協定を締結している。

公正取引委員会では、これらの協定に基づくなどして、各国の競争当局との間で必要に応じ情報交換・意見交換を行うとともに、競争当局間の協議等を開催することにより、二国間の連携・協力関係の強化に努めている。

二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催回数は、表7のとおりである。

⁷ <https://www.internationalcompetitionnetwork.org/members/member-directory.aspx>

表7 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催回数

	年度	競争当局間協議の開催回数					
		対米国	対EU	対カナダ	対韓国	その他	計
これまでの実績値	平成25年度	1回	1回	1回	1回	0回	4回
	平成26年度	1回	0回	0回	1回	0回	2回
評価対象期間の実績値	平成27年度	0回	2回	1回	1回	3回	7回
	平成28年度	1回	0回	0回	1回	1回	3回
	平成29年度	0回	0回	0回	0回	3回	3回

イ 多国間における検討への参加

公正取引委員会は、多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組に対して積極的に参加・貢献している。多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組としては、ICN、OECD（経済協力開発機構）、東アジア競争政策トップ会合などが挙げられる。その取組の中でも、ICNは、競争法執行の国際的取れんを目的として平成13年10月に発足した、各国・地域の競争当局から成るネットワークであり、平成30年3月現在、125か国・地域から138当局が参加している。ICNは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会により、その全体活動が管理されており、公正取引委員会は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②単独行為作業部会、③企業結合作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の5つの作業部会並びにICNの組織及び運営に関する作業部会を設置しており、公正取引委員会は平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年4月から平成29年5月まで同作業部会第1サブグループ（SG1）の共同議長を務め、平成29年5月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、公正取引委員会は、これら年次総会、ワークショップ等にスピーカー等として参加するなど、ICNの活動に積極的に参加している。

ICN年次総会及び各作業部会ワークショップの開催回数・出席

回数は、表8のとおりである。

年次総会及び各作業部会ワークショップの合計開催件数は、平成27年度ないし平成29年度においてはいずれも5回であり、前年度までと比較しておおむね同水準であったところ、公正取引委員会は、その全ての会合に出席した。

表8 年次総会及び各作業部会ワークショップへの開催回数・出席回数

	年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加人数	スピーカー等としての参加状況
これまでの実績値	平成25年度	5回	5回	6名	第12回年次総会 単独行為ワークショップ カルテルワークショップ アドボカシーワークショップ 審査手続に関するラウンドテーブル
	平成26年度	4回	4回	12名	第13回年次総会 カルテルワークショップ アドボカシーワークショップ 企業結合ワークショップ
評価対象期間の実績値	平成27年度	5回	5回	19名	第14回年次総会 企業結合ワークショップ カルテルワークショップ 単独行為ワークショップ 競争当局有効性作業部会地域ワークショップ
	平成28年度	5回	5回	15名	第15回年次総会 チーフエコノミスト向けワークショップ カルテルワークショップ アドボカシーワークショップ 企業結合ワークショップ
	平成29年度	5回	5回	19名	第16回年次総会 カルテルワークショップ 単独行為ワークショップ 企業結合ワークショップ 第17回年次総会

(注)「スピーカー等」とは、年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおいて、公正取引委員会職員が務めたスピーカーやモデレーターをいう。

6. 評価

(1) 必要性

ア 途上国等に対する技術支援の実施

平成30年3月時点の東アジア諸国の競争法制定状況は表9のとおり進んでいるところ、近年、これら各国の競争当局から、我が国の競争法制やその運用について学びたいとする強い要望が寄せられている。そのような要望に応じて、海外競争当局間の協力・連携の強化するために、途上国等に対する技術支援の実施が必要である。

表9 東アジア諸国の競争法制定状況

国・地域	競争法の制定状況
台湾	公平交易法（1991年制定，1992年施行）
タイ	取引競争法（1999年制定，同年施行）
インドネシア	独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法（1999年制定，2000年施行）
ラオス	取引競争令（2004年制定，同年施行） 競争法（2015年制定，2016年施行）
ベトナム	競争法（2004年制定，2005年施行）
シンガポール	2004年競争法（2004年制定，2006年施行，企業結合規制については2007年施行）
中国	中華人民共和国独占禁止法（2007年制定，2008年施行）
モンゴル	モンゴル競争法（2010年制定，同年施行）
マレーシア	競争法2010（2010年制定，2012年施行）
香港	競争法（2012年制定，2015年施行）
ミャンマー	競争法（2015年制定，2017年施行）
フィリピン	フィリピン競争法（2015年制定，同年施行）
カンボジア	法案検討中
ブルネイ	2015年競争令（2015年制定，2015年一部施行）

イ 海外に対する我が国競争政策の周知

我が国は、古くから競争法を導入し、これまで積極的な法執行・競争政策の展開の歴史を有していることや、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページのアクセス数は、表5のとおり、平成28年度より、10万件を超えるものとなっていることから、海外からの我が国競争政策への関心も高いものと考えられる。

そのため、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページを充実させるとともに、海外の法曹協会が主催するセミナー等へ講師派遣を行い、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させることが必要である。

ウ 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

近年、国際的なカルテル事件や企業結合案件が発生しているところ⁸、例えば、自動車用ワイヤーハーネスに係る事件⁹において、米国や欧州などの競争当局と必要な情報交換を実施しながら協力して調査を行い、また、半導体製造装置の製造販売業を営む事業者の統合案件¹⁰では、米国司法省反トラスト局との間で情報交換を行いつつ企業結合審査が進められた。

このように、複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等に適切に対応するために、競争当局間の相互理解の促進のための取組が一層重要になっており、二国間の競争当局による定期的な協議等の開催が必要である。

エ 多国間における検討への参加

多国間の協力枠組みの1つであるICNは、競争法の国際的な取れん及び各国・地域競争当局間の協力関係の強化を目的として設立された競争法の分野における最大の国際組織であり、競争当局間の協力の強化のために、様々な検討が行われている。このため、ICNにおける年次総会及び各作業部会ワークショップ等に参加しそのような検討に加わることは、海外競争当局等との連携を推進するために必要である。

また、ICNについては、平成29年度行政事業レビューでも「ICNの活動及び組織運営に関して、分担金支出も含め積極的に関与していくこととする」という評価を行っており、引き続き、ICNの活動に参加する必要がある。

(2) 有効性

ア 途上国等に対する技術研修の実施

- (7) 途上国等に競争法・競争政策の理解を深め、執行力を向上させるには、途上国等からのニーズ等を踏まえた技術研修を実施する必要がある。そのため、当該研修の実施回数及び当該研修受講者に対するアンケートで研修が有効であったと回答した割合を指

⁸ 最近の国際カルテル事件として、「アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの製造販売業者らに対する件(平成28年3月排除措置命令)」、「自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件(平成26年3月排除措置命令)」があり、国際的企業結合案件として、「インテルコーポレーションとアルテラコーポレーションの統合」、「エヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌブイとフリースケール・セミコンダクターズ・リミテッドの統合」、「ウェスタンデジタルコーポレーションとサンディスクコーポレーションの統合」、「デナリホールディングスインクとEMCコーポレーションの統合」(いずれも平成27年度)等。

⁹ 「自動車メーカーが発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者らに対する件(平成24年1月排除措置命令)」。

¹⁰ ラム・リサーチ・コーポレーションとケーエルエー・テンコール・コーポレーションの統合に関する審査の中止について(平成28年10月7日)。

標として設定し、効果を測定した。

- (イ) 途上国等に対する我が国における技術研修については、平成27年度は5回、平成28年度は6回、平成29年度は5回開催された。これは、被支援国との協議を経て決定された回数であり、我が国での研修に対する途上国等からの実施要請には全て応じている。また、参加者に対して実施したアンケートの結果、いずれの研修においても、途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合が80%を超えており、施策の目標を達成している（最も低かった平成27年度のベトナム競争法・政策研修でも、94%を達成している。）。

また、平成28年度の第22回JICA途上国競争法・政策研修では、参加者からは「講義内容は、競争当局の実務者としての日々の仕事に大いに関連するものであった。」といった講義構成を評価する意見や、「審査手法や電子証拠の収集・活用の講義は、興味深く、審査手続における証拠収集及び事件処理の能力向上に大変有用な講義だった。」といった個別の講義内容を評価する意見が寄せられているだけでなく、研修全体に対する満足度も高い。

ただし、第1回J A I F競争法・政策研修では、「国際案件の実務と知見をより学びたい。」「もっと多くの事例に基づいた講義をやってほしい。」との実践的な講義を求める内容の回答があり、当研修においては、被支援国の抱える執行上の問題を理解し、より需要を汲み取った内容にするなど、研修内容を検証し、より有効なものとする必要がある。

これらを踏まえると、途上国等に対する技術研修は、海外の競争当局等との連携を推進する上で一定の効果があったと考えられる。

イ 海外に対する我が国競争政策の周知

我が国の競争政策の状況を広く海外周知させることで、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させることができ、海外競争当局間の協力・連携の強化につながると考えられることから、公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数、当該サイトの英文トップページ及びプレスリリースページのアクセス件数並びに海外の法曹協会が主催するセミナーへの講師派遣回数を指標として設定し、効果を測定した。

(ア) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

a 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

英文プレスリリース掲載件数については、平成27年度は37件、平

平成28年度は41件、平成29年度は35件となっており、いずれの年度においても目標（平成27年度29件以上、平成28年度33件以上、平成29年度34件以上）を達成している。また、英文プレスリリースのうち、独占禁止法関係及び企業結合関係の件数は、平成27年度においてはそれぞれ15件及び3件、平成28年度においてはそれぞれ17件及び7件、平成29年度においてはそれぞれ20件及び3件となっており、公正取引委員会が公表した独占禁止法に係る法的措置案件及び企業結合案件に関するプレスリリースは全て掲載している。

b 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

平成27年度、平成28年度、平成29年度について、英文トップページへのアクセス数についてみると、平成22年度から平成28年度まで過去最高の更新を継続し、平成29年度においても高い水準を維持している。

また、英文プレスリリースページへのアクセス数についても、平成28年度以降、飛躍的に増加しており高い水準を維持している。

これらの点を踏まえると、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページについては、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することが達成でき、また、海外競争当局間の協力・連携の強化のために一定の効果があつたと考えられ、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上に資するものであつたと評価できる。しかしながら、今後とも、より多くの利用者に閲覧されるよう、講師派遣や技術支援研修の場で英文ページについて積極的に周知するなどの工夫が必要である。

(イ) 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣

平成27年度は合計22件、平成28年度は合計27件、平成29年度は合計18件の講師派遣を行っており、平成28年度までは平成20年度以降過去最高の講師派遣数となっており、平成29年度においても高い水準となっている。これは、途上国での競争法の急速な浸透を背景に、競争当局主催のセミナー等への講師派遣依頼が増えたことがその一因と考えられる。さらに、海外の法曹協会等が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣することにより、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に寄与している。これらの取組は、海外競争当局間の協力・連携の強化並びに海外競

争法関係者への我が国の独占禁止法及び公正取引委員会の普及に一定の効果があったと考えられる。

ウ 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

(7) 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等を開催することで、海外競争当局等との連携を推進することができることから、二国間協議の開催回数を指標として設定し、効果を測定した。

(1) 公正取引委員会は、米国、EU、カナダ等の競争当局との間において、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等を行っている。競争当局間協議の開催回数は、平成27年度は7回であり、これまでの実績と比較して高い水準になったのは、EU競争当局との間で2回、カナダ、英国等との間でそれぞれ1回、開催できたためである。一方で、平成28年度及び平成29年度は、相手方の競争当局トップの異動により日程の調整がつかなかったこと等により、開催件数が減少してそれぞれ3回となった。

このような機会を通じて、海外の競争当局と我が国の競争当局の担当者が直接会って最近の競争政策の動きや法執行活動の状況について協議を行い、協力関係の構築、相互理解の促進などが図られており、海外の競争当局との連携を推進する上で一定の効果があったと考えられる。

エ 多国間における検討への参加

(7) 競争法の分野における最大の国際組織であるICNにおける検討に参加することで、海外競争当局等との連携を推進することができることから、ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数を指標として設定し、効果を測定した。

(1) 平成27年度ないし平成29年度は、ICNの各作業部会の電話会議に独占禁止法違反事件調査や企業結合審査の担当者等が積極的に参加するとともに、同年度に開催された全ての年次総会及び各作業部会のワークショップ等（各年度5回）について、公正取引委員会委員長又は委員のほか事務総局の職員が、スピーカー等として参加し積極的な発言を行っている。また、各作業部会においてテーマごとに開催される電話セミナーにもスピーカー等として積極的に参加したほか、アジア太平洋地域に所在する競争当局向けの電話セミナーを主

催した。さらに、平成24年度に公正取引委員会の主導の下立ち上げた「企業結合審査に係る国際的協力のためのフレームワーク」及び平成27年度に公正取引委員会の主導の下立ち上げた「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」の運用を引き続き行うなど、公正取引委員会はI C Nの場において主導的な役割を担っており、競争当局間の連携を強化するための多国間における検討に貢献している。

このように、I C N等多国間における検討の場において、各国が抱える問題について議論し、意識の共有が進められており、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

(3) 効率性

ア 途上国等に対する技術研修

公正取引委員会では、J I C Aとの共催に加え、平成28年9月からJ A I Fの新たな技術支援プロジェクトを活用することで、平成27年度ないし平成29年度で合計16件、各年度最低5件以上の訪日研修が可能となった。また、J I C Aとの共催は、かねてから実施しているところ、通訳の手配や研修生のスケジュール管理などJ I C Aの研修監理に係るノウハウを活用することにより、研修生を日本に招へいするための旅費、宿泊費等を負担することなく実施した。

イ 海外に対する我が国競争政策の周知

英文プレスリリースについては、従来から和文プレスリリースを全訳する方法ではなく、内容を簡略化した上で公表することを基本とする一方、海外からの関心が高いと思われるものについては全訳をしている。その結果、平成27年度、平成28年度及び平成29年度においても、迅速に英文プレスリリースを英文ページに掲載し、コンテンツを増加させることで、英文ページへのアクセス数を増加させることができた。

ウ 海外競争当局等との連携

二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議や多国間の検討の場に限らず、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣の際にセミナー等でのスピーカーを務めるだけでなく、訪問した国の競争当局関係者と担当者レベルの打合せも行った。また、海外競争当局等との間で電話会議やメールを利用したやりとりを行うことで、職員等の出張を必要最低限のものとしながら海外競争当局等との連携を推進することができた。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

実績評価書（標準様式）における測定指標のうち、「途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数」について、目標を達成している。

また、「二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上による我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」については、一部の指標について前年度の実績を下回ったものがあるものの、海外競争当局との二国間協議は一定程度開催されており、ICNの年次総会及び各作業部会ワークショップにも一定程度参加している。また、途上国に対する技術支援も一定程度実施しており、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数もおおむね増加している。さらに、英文トップページへのアクセス数は大幅な増加傾向を示している。

以上から、我が国の競争政策の海外への周知は十分に行われ、公正取引委員会の国際的なプレゼンスは向上されているものと考えられ、海外競争当局との連携の推進は相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局間協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加及び途上国等の競争当局への技術支援の実施並びに海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であったと評価できる。また、迅速に英文プレスリリースを英文ページに掲載し、コンテンツを増加させた等の取組は、効率的であったと評価できる。

ただし、途上国等に対する技術研修の参加者に対するアンケート結果によれば、実践的な講義を求める内容の回答があり、被支援国の抱え

る執行上の問題を理解し、より需要を汲み取った内容にするなど、研修内容を検証し、より有効なものとするを通じて、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく必要がある。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知し、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させることにより、海外競争当局間の協力・連携の強化に努めることとする。

(イ) 測定指標

各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持するが、以下の点は改善する必要がある。

a 東アジアを中心とする途上国等においては、競争法制定から間もなく、我が国の独占禁止法並びに公正取引委員会の法執行及び運用を参考としているものと考えられ、途上国等の競争当局に対する技術支援等を実施し、海外競争当局間の協力・連携を強化することが必要である。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、また、そのニーズも、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれる。この点、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に応じていくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。

例えば、実際の事例に基づいたより実践的な講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、被支援国それぞれが抱えるニーズ等を事前により的確に把握し、それら参加者が抱える問題に適切に対応した研修内容を検討していく必要がある。一度の研修に被支援国が複数参加するなど、それら全ての国のニーズ等への完全な対応が難しい場合には、講義における質疑応答の時間をより多く設ける等の対応を検討する必要がある。また、競争法を導入していない国からの研修生が参加する場合には、講義資料及び講義における説明を工夫し、異なるレベルの競争法・政策を持つ国に対応できるような講義内容とする工夫を行う必要がある。

b 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣に関し

ては、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、I B A等の競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣してきているところ、積極的な講師派遣により、次回のセミナー等においても主催者から再度の講師派遣を依頼されるという好循環が生まれている。引き続き、かかる好循環を維持するために、セミナー等で用いる資料について、参加者のニーズを把握した上で、それに即した資料を作成する。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 英文プレスリリースページに事件経緯、ポンチ絵など日本版ホームページに記載がある内容を掲載するなど、情報面でより一層の充実を図っていただきたい。 (意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>多田委員</p>
<p>○ 途上国等の状況に応じて研修を行っているとのことだが、どの部分に力点を置いて研修を行っているのかが分かれば検証を行いやすい。 (意見を踏まえ、実績評価書に所要の修正を行った。)</p>	<p>池谷委員</p>
<p>○ 途上国等に対し研修を実施する場合、実例がある研修と実例がない研修の両方を実施し、実施後、アンケートを実施するなどして、その効果を検証してはどうか。 (途上国には、それぞれ法の浸透度に差があることから、途上国の実情に沿った研修を実施し、また、研修の効果が検証できる方法を検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>小林委員</p>

○ 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への派遣先一覧

	年度	
これまで の実績	平成 25年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・米国法曹協会（ABA）合併シンポジウム（平成25年6月／ワシントンD.C.） ・アジア競争法年次大会（平成25年9月／ソウル） ・ABA国際法部会北京カンファレンス（平成25年9月／北京） ・ABA反トラスト法部会秋季会合（平成25年11月／ワシントンD.C.） ・第3回BRICS国際競争カンファレンス（平成25年11月／ニューデリー） ・第9回アジア競争フォーラム（平成25年12月／香港） ・競争法・経済学シンポジウム（平成26年2月／ワシントンD.C.） ・ABA/国際法曹協会（IBA）共催カルテルワークショップ（平成26年2月／ローマ） ・第3回Global Competition Reviewアジア太平洋会議（平成26年3月／シンガポール）
	平成 26年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・米国法曹協会（ABA）アジア反トラスト会議（H26.5月／北京）、反トラスト法部会秋季会合（H26.11月／ワシントンD.C.） ・ニューヨーク州弁護士会主催国際カルテルプログラム（H26.6月／ニューヨーク）、年次総会（H27.1月／ニューヨーク） ・第8回ソウル国際競争フォーラム（H26.9月／ソウル） ・競争法フォーラム・アジア競争協会年次大会（H26.9月／東京） ・UNCTAD・ブルガリア競争当局共催ソフィア競争法セミナー（H26.11月／ソフィア） ・UNCTAD・ウクライナ競争当局共催第4回競争フォーラム（H26.11月／キエフ） ・フィリピン競争当局主催第1回全国競争会議（H26.12月／マニラ） ・第4回Global Competition Reviewアジア太平洋会議（H27.3月／シンガポール） ・ブリュッセル研究所主催ワークショップ（H27.3月／ブリュッセル） ・ドイツ競争当局主催新興競争当局向けワークショップ（H27.3月／ベルリン） ・ロシア競争当局主催電気通信分野における競争に関するワークショップ（H27.3月／カザン）
評価 対象 期間	平成 27年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・米国法曹協会（ABA）反トラスト法部会春季会合（H27.4月／ワシントンD.C.） ・アジア競争フォーラム主催セミナー（H27.5月／香港） ・Academic Society for Competition Law第10回総会（H27.5月／東京） ・グローバル競争法フォーラム（H27.5月／東京） ・台湾競争当局主催モンゴル競争当局向けトレーニングコース（H27.5月／台北） ・ジャカルタ国際競争フォーラム（H27.6月／ジャカルタ） ・英国王立国際問題研究所カンファレンス（H27.6月／ロンドン） ・第2回反トラストアジア太平洋サミット（H27.6月／香港） ・中国政法大学主催セミナー（H27.9月／北京） ・IBCリーガルカンファレンス（H27.9月／ブリュッセル） ・IBA年次総会2015（H27.10月／ウィーン） ・ABA2015アジアフォーラム（H27.11月／北京） ・ソフィア競争フォーラム（H27.11月／ソフィア）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ Asian Competition Association 主催フォーラム (H27. 11 月／武漢) ・ アジア競争フォーラム (H27. 11 月／香港) ・ ABA/IBA 共催カルテルワークショップ (H28. 2 月／東京) ・ UNCTAD 主催知財ワークショップ (H28. 2 月／プノンペン) ・ GCR 第 5 回 Asia-Pacific 会合 (H28. 3 月／シンガポール) ・ Queen Mary University of London 主催セミナー (H28. 3 月／ロンドン)
平成 28 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ DOJ 主催カルテル執行に関する会議 (H28. 4 月／ワシントン D. C.) ・ ESSEC 主催アジアの競争法及び競争政策に関する会議 (H28. 4 月／同上) ・ Advanced EU Competition Law カンファレンス (H28. 5 月／ロンドン) ・ GCR 主催第 2 回アジア太平洋 IP & Antitrust 年次会合 (H28. 5 月／ソウル) ・ ABA 主催 Antitrust in Asia (H28. 6 月／香港) ・ ソフィア競争法フォーラム (H28. 6 月／ソフィア) ・ 第 3 回反トラストアジア太平洋サミット (H28. 6 月／香港) ・ TFTC 主催競争法・政策国際カンファレンス (H28. 6 月／台湾) ・ 第 2 回 Competition Law Global Forum (H28. 6 月／東京) ・ Fordham 大学主催国際競争カンファレンス (H28. 9 月／ニューヨーク) ・ ロシア競争週間 (H28. 9 月／モスクワ) ・ IBC カルテル会合 (H28. 9 月／ブリュッセル) ・ ABA 国際法部会秋季会合 (H28. 10 月／東京) ・ EU-Japan フォーラム (H28. 10 月／ブリュッセル) ・ 中国競争政策年次フォーラム 2016 (H28. 10 月／北京) ・ アジア競争協会 2016 年年次総会 (H28. 10 月／チェジュ) ・ 第 20 回ソウル国際競争政策ワークショップ (H28. 11 月／ソウル) ・ ユーラシア経済委員会国際会議 (H28. 11 月／フロドノ) ・ ソフィア競争法フォーラム (H28. 11 月／ソフィア) ・ アジア競争フォーラム第 12 回年次総会 (H28. 12 月／香港) ・ 南カリフォルニア大学カンファレンス (H29. 1 月／ロサンゼルス) ・ GCR 第 6 回アジア太平洋法曹年次大会 (H29. 3 月／シンガポール) ・ ブリュージュル研究所主催ワークショップ (H29. 3 月／ブリュッセル) ・ 第 18 回国際競争カンファレンス (H29. 3 月／ベルリン) ・ 第 10 回医薬品市場調査ワーキンググループ会議 (H29. 3 月／モスクワ) ・ ジョージタウン大学国際反トラストシンポジウム (H29. 3 月／ワシントン D. C.) ・ ABA 反トラスト法部会春季会合 (H29. 3 月／同上)
平成 29 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ IBC (国際ビジネス協会) 競争法カンファレンス (H29. 5 / ロンドン) ・ オックスフォード大学シンポジウム (H29. 6 / オックスフォード) ・ IBA (国際法曹協会) 中間年次会議 (H29. 6 / ソウル) ・ CCS-SAL (シンガポール競争委員会 / シンガポール法律協会) 主催競争法カンファレンス (H29. 8 / シンガポール) ・ 中国競争政策年次フォーラム 2017 (H29. 8 / 上海) ・ フォードム大学主催国際競争カンファレンス (H29. 9 / ニューヨーク) ・ ノースウエスタン大学反トラスト会議 (H29. 9 / シカゴ) ・ アジア競争協会年次会議 (H29. 9 / 札幌) ・ IBC (国際ビジネス協会) 会合 (H29. 10 / ブリュッセル) ・ ソフィア競争フォーラム (H29. 10 / ソフィア) ・ ジャカルタ国際競争フォーラム (H29. 10 / ジャカルタ) ・ 南カリフォルニア大学カンファレンス (H29. 11 / ロサンゼルス) ・ ソウル国際競争政策ワークショップ (H29. 11 / ソウル) ・ 在日米国商工会議所主催講演会 (H29. 11 / 東京) ・ デリー国立法科大学主催アジア太平洋会合 (H30. 2 / デリー)

	<ul style="list-style-type: none">・ ABA-IBA（米国法曹協会/国際法曹協会）共催国際カルテルワークショップ（H30. 2 / パリ）・ マニラ競争フォーラム（H30. 2 / マニラ）・ GCRアジア太平洋法曹年次大会（H30. 3 / シンガポール）
--	--

平成30年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会30-③)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争的な市場環境の創出のための提言等					
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナー等の実施により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い事業者、法曹等の実務家に競争政策に係る理解の定着及び増進を図り、③政府規制や独占禁止法適用除外制度(以下「政府規制等」という。)に関して競争実態や競争政策上の課題についての実態調査を行い、結果を公表することで見直しを促進し、④競争評価の考え方等の各府省への相談対応等や競争評価の手法の改善の検討を通じて各府省における規制の政策(事前)評価における競争評価の取組を支援・促進する。					
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の定着及び増進、③実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示すことにより、政府規制等の見直しの促進、④各府省における規制の政策(事前)評価に当たっての競争評価の定着及び内容を向上させ、各府省が競争評価を適切に実施できるようになることによつて、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって競争的な市場環境を創出する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	43,505	43,563	45,890	74,506
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	43,505	43,563		
執行額(千円)	33,479	41,433				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成26年9月30日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会施政方針演説					

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施状況(注1, 2)	実績値					評価対象年度	達成
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	目標達成
		312回 (21,730人)	318回 (21,314人)	317回 (24,494人)	287回 (20,467人)	22,393人		
	160回以上	201回以上	242回以上	272回以上	20,000人以上			
	年度ごとの目標値							
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加者の状況 ①理解度(注3) ②有益度(注4) ③研修参加後の職場内周知の予定(注5)	実績値					評価対象年度	達成
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	目標達成
		①96.3% ②95.2% ③90.6%	①95.6% ②94.5% ③88.4%	①95.7% ②95.1% ③89.1%	①96.1% ②95.8% ③90.1%	①96.8% ②95.8% ③88.9%		
		—	—	—	①90%以上 ②90%以上 ③85%以上	①90%以上 ②90%以上 ③85%以上		
	年度ごとの目標値							
	公開セミナーの開催回数	実績値					評価対象年度	達成
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	目標達成
		3回	3回	3回	3回	3回		
	年度ごとの目標値	3回以上						
	テーマ選定に係る参加者の満足度(注6, 注7) ①公開セミナー ②国際シンポジウム	実績値					評価対象年度	達成
25年度		26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	目標達成	
—		—	—	①85.8% ②94.4%	①92.5% ②84.2%			
年度ごとの目標値	—					①80%以上 ②80%以上		
実態調査報告書の公表件数	実績値					評価対象年度	達成	
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	相当程度進展あり	
	0件	1件	1件	1件	0件			
年度ごとの目標値	—	—	—	1件	1件			

競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	相当程度進展あり
	別紙1のとおり。						
年度ごとの目標値							
各府省における規制の政策(事前)評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	実績値					評価対象年度	達成
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	目標達成
	別紙2のとおり。						
年度ごとの目標値							
事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備による事業者間の競争促進状況	実績値					評価対象年度	達成
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～29年度	相当程度進展あり
	別紙3のとおり。						
年度ごとの目標値							

(注1) 同測定指標は、平成28年度まで「実施回数」を測定することとしていたが、平成29年度から「参加人数」で測定することとしたため、これまでの参加人数を括弧書きで記載している。

(注2) 参加人数は、基本的には実際に研修に参加した人数(又はアンケート回答数)を集計したものであるが、平成28年度以前については、個々の研修によっては予定人数(使用するテキストの発送数)を集計したものもある。

(注3) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記

(注4) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注5) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を閲覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

(注6) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナー、国際シンポジウムのテーマについて、「大変満足」を5、「おおむね満足」を4、「非常に不満」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

(注7) 平成27年度政策評価書において、テーマ選定に重点を置くことされたことから、当該指標を設定したものであり、平成28年度よりテーマ選定に係るアンケート調査を実施している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、「入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数及び参加人数」、「入札談合等関与行為防止法研修の①理解度、②有益度、③職場内の周知度」、「公開セミナーの開催回数」、「公開セミナー及び国際シンポジウムのテーマ選定に係る参加者の満足度」及び平成28年度の「実態調査報告書の公表件数」は、いずれも数値目標を達成している。 「各府省における規制の政策(事前)における競争評価の取組の支援・促進」については、各府省において全ての規制の政策(事前)評価において競争評価がなされており、競争評価に関する検討会議において競争評価の手法の改善に向けた有効な検討が行われている。また、公開セミナー及び国際シンポジウムでは、CPRCの研究成果や最近の競争政策に関するトピックスを共有している。 実態調査報告書は、平成29年度は公表していないものの、新たな実態調査に着手しており、介護分野に関する調査報告書には多数のアクセスが寄せられている。 以上から、本施策は、競争的な市場環境の創出に相当程度進展したと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の政策(事前)評価に当たっての競争評価の定着等のために必要かつ有効であり、また、入札談合等防止に係る研修の参加者以外の職員にもその内容を周知させたことや公開セミナー等の周知をメール、新聞社を活用するといった取組等は、効率的であったと評価できる。 なお、平成27年ないし平成29年度に開催された9回の公開セミナーのいずれにおいても、参加者アンケート中の、「公開セミナーの参加理由」の質問に対し、「テーマ」を選んだ回答者の割合が最も多い又は2番目に多いことから、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く必要がある。

	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 引き続き、本件取組(入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の実施、公開セミナーの開催、実態調査報告書の公表、各府省における規制の政策(事前)評価における競争評価の取組の支援・促進)を推進し、競争的な市場環境の創出を図ることとする。</p> <p>【測定指標】 各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持するが、以下の点は改善する必要がある。</p> <p>a 会場規模・講演内容・講演時間等の設定 公開セミナーは、多数の参加を得て、テーマ選定に係る満足度も高く、競争政策に係る理解の定着及び増進のために有効な取組であるが、参加者から「説明の時間が短すぎた」、「じっくり話が聞きたかった」といった意見が寄せられたことから、参加者のニーズを踏まえた講演内容・講演時間等にしていく必要がある。</p> <p>b 政府規制等の見直しが進んでいない分野への実態調査の実施 「今後、農業、医療、観光、物流は伸びていく必要があると思うが、既存の規制が多すぎるので、新しいものが育たない。例えば、農地に工場を建設して、天候に関係のない作物育成をしたいというところもあるが、農地に工場を建設することは規制されているので、なかなかそのような取組が進まない。」「公正取引委員会の活動を世に知らしめるとともに、国民経済にとってプラスになると考える。今後も、市場メカニズムが機能していない分野に対する調査を行ってほしい。」といった意見も寄せられていることから、幅広く意見を聴取するなどして、政府規制等の見直しが進んでいない分野の実態調査を実施する必要がある。</p>
--	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体等に対し、研修を行う際はそれぞれのニーズに応じた研修が実施される必要がある。(多田委員)(時間的な制約があるものの、引き続き、効果的な研修を実施していきたい旨回答した。) ・コンプライアンス担当者に研修参加への呼びかけを重点的に行うことができれば、発注者の組織内での周知がより効果的に行われるのではないかと。(中村委員)(研修会場の収容能力に余裕があった場合にはコンプライアンス担当者も同席するように積極的にお願いをしている旨回答した。) ・現状では、満足度や理解度といった主観的な指標を研修の効果として測定している。テストまで行うことは難しいと思うが、一部の研修でクイズ等によって可能な限り客観的に効果を検証してはどうか。(小林委員)(意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>入札談合等関与行為防止法に係る研修の聴講生に対する理解度アンケート 調査対象者・人数:24,494名(平成27年度) 20,467名(平成28年度) 22,393名(平成29年度) 調査方法:研修受講者に対するアンケート 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成27年4月～平成30年3月 有効回答数:22,091名(平成27年度) 18,877名(平成28年度) 20,876名(平成29年度)</p> <p>公開セミナーの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:538名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成27年12月,平成28年1,2,4,11,12月,平成29年6,12月,平成30年3月 有効回答数:506名</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	--

担当部局名	経済取引局総務課 経済調査室 調整課	作成責任者名 (※記入は任意)	経済取引局総務課長 藤井 宣明 経済調査室長 笠原 慎吾 調整課長 塚田 益徳	政策評価実施時期	平成30年4月～7月
-------	--------------------------	--------------------	---	----------	------------

		施策の進捗状況(実績)				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
測定指標	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況 ① 公開セミナー参加人数 経済学からみた再販売価格維持行為をめぐる議論の現状[74名]	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況 ① 公開セミナー参加人数 独占禁止法と日本経済—グローバルイノベーション・規制改革—[117名]	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況 ① 公開セミナー参加人数 欧州企業結合規制の現状(デジタルプラットフォーム及び電気通信に焦点を当てて)[36名]	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況 ① 公開セミナー参加人数 課徴金減免制度導入後の10年の成果と今後の在り方[126名]	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況 ① 公開セミナー参加人数 確約手続の国際比較 ~日・米・欧の観点から~[48名]
	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況	「日本の競争政策:歴史的概観」等[82名] 電子書籍市場の(3) 動向について[81名] 国際シンポジウム参加人数[139名] ② (テーマ:デジタルエコノミーにおける競争政策)	中国における独占禁止法運用について[36名] 諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析[51名] 国際シンポジウム参加人数[158名] (テーマ:急増する特許権とイノベーション~競争政策の役割~)	中国における独占禁止法と知的財産権の関係について[73名] 独占禁止法と知的財産法の交錯—日中比較の観点から—[23名] ② —	中国における知的財産権濫用規制の動向[57名] 新たなマッチメーカー・エコノミーと競争政策[69名] 国際シンポジウム参加人数[178名] (テーマ:電子商取引における垂直的制限:競争政策の観点から)	デジタルエコノミーと競争政策—事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える—[210名] スポーツと競争法~『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて~[103名] 国際シンポジウム参加人数[86名](テーマ:グローバル経済の下での企業結合規制:これまでの軌跡と次の10年の課題) 大阪国際シンポジウム参加人数[219名](テーマ:デジタル・エコノミーの進展と競争政策~IoT、データ、プラットフォーム・ビジネスと法~)
	年度ごとの目標値	—				公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
各府省における規制の政策(事前)評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	<p>以下を始め、各府省における規制の政策(事前)評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>各府省において実施された規制の事前評価の件数に対して競争</p> <p>① 評価チェックリスト(注)を用いた競争評価が実施された件数の割合[100%]</p> <p>競争評価に関する</p> <p>② 検討会議の開催回数[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の政策(事前)評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[0件]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の政策(事前)評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[0件]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の政策(事前)評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[2件]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の政策(事前)評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[2件]</p>
年度ごとの目標値	各府省における規制の事前評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。				

(注)競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

		施策の進捗状況(実績)				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
測定指標	事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備による事業者間の競争促進状況	以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。	以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。	以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。	以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。	以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。
		—	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数 [5,519件]	同左[4,479件]	同左[16,475件]	同左[5,324件]
	(1)	—	(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[5,519件]	(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[2,339件]	(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[1,870件]	(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[1,404件]
	(2)	—	(2) —	(平成28年2月4日)外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について[2,140件]	(平成28年2月4日)外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について[1,230件]	(平成28年2月4日)外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について[879件]
(3)	—	(3) —	(3) —	(平成28年9月5日)介護分野に関する調査報告書について[13,375件]	(平成28年9月5日)介護分野に関する調査報告書について[3,041件]	
	年度ごとの目標値	実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示すことにより、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備を促進する。				

(注)関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したものを。

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等

競争的な市場環境の創出のための提言等

【具体的内容】

①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナー等の実施により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い事業者、法曹等の実務家に競争政策に係る理解の定着及び増進を図り、③政府規制や独占禁止法適用除外制度（以下「政府規制等」という。）に関して競争実態や競争政策上の課題についての実態調査を行い、結果を公表することで見直しを促進し、④競争評価の考え方等の各府省への相談対応等や競争評価の手法の改善の検討を通じて各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の取組を支援・促進する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の定着及び増進、③実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示すことにより、政府規制等の見直しの促進、④各府省における規制の政策（事前）評価に当たっての競争評価の定着及び内容を向上させ、各府省が競争評価を適切に実施できるようになることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって競争的な市場環境を創出する。
（平成 27 年度ないし平成 29 年度）

3. 評価の実施時期

平成 30 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争的な市場環境を創出するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争的な市場環境を創出するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修

公正取引委員会は、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、入札談合等関与行為防止法等に係る研修会を主催しているほか、全国の発注機関に講師を派遣するなどして、発注機関の職員を対象に、入札談合等関与行為防止法等に係る研修を実施している。

平成 27 年度ないし平成 29 年度における研修の実施回数及び参加人数は、表 1 のとおりであり、公正取引委員会の担当事務所等ごとの実施回数及び参加人数は表 2 のとおりである。

表 1 入札談合等関与行為防止法等に係る研修会の実施回数及び参加人数

これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
312 回 (21,730 人)	318 回 (21,314 人)	317 回 (24,494 人)	287 回 (20,467 人)	307 回 (22,393 人)

表 2 入札談合等関与行為防止法等に係る研修の主な参加者等

公正取引委員会 における担当事 務所等	実施回数及び参加人数			主な参加者
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
本局	82 回 (8,050 人)	68 回 (6,710 人)	74 回 (7,870 人)	国土交通省, 防衛省, 東京都, 独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構の各職員
北海道事務所	15 回 (863 人)	19 回 (851 人)	18 回 (1,408 人)	国土交通省北海道開発局の 各職員, 北海道の各職員
東北事務所	36 回 (1,552 人)	40 回 (2,490 人)	40 回 (2,143 人)	農林水産省東北農政局, 宮城 県の各職員
中部事務所	50 回 (2,767 人)	42 回 (2,605 人)	44 回 (2,776 人)	石川県, 浜松市, 中日本高速 道路株式会社の各職員
近畿中国四国 事務所	36 回 (2,199 人)	32 回 (2,110 人)	35 回 (2,219 人)	防衛省中部近畿防衛局, 兵庫 県, 大阪市の各職員
中国支所	21 回 (1,745 人)	14 回 (1,035 人)	17 回 (967 人)	国土交通省中国地方整備局, 岡山県, 広島市の各職員
四国支所	24 回 (2,161 人)	21 回 (1,741 人)	24 回 (1,803 人)	国土交通省四国地方整備局, 愛媛県, 高松市の各職員
九州事務所	46 回	45 回	48 回	防衛省九州防衛局, 長崎県,

	(4,642人)	(2,526人)	(2,777人)	熊本市の各職員
沖縄公正取引室	7回 (515人)	6回 (399人)	7回 (430人)	沖縄県, 那覇市の各職員
合計	317回 (24,494人)	287回 (20,467人)	307回 (22,393人)	

また、入札談合等関与行為防止法等に係る研修の参加者に対するアンケート調査結果は、表3、表4及び表5のとおりである。

表3 研修後に入札談合等関与行為防止法等への理解が深まったか

	深まった	多少深まった	どちらとも言えない	あまり深まらなかった	深まらなかった	既に十分知っている
平成27年度	61.1%	34.6%	2.5%	0.8%	0.2%	0.7%
平成28年度	62.7%	33.4%	2.4%	0.5%	0.2%	0.7%
平成29年度	63.8%	33.0%	1.9%	0.4%	0.2%	0.8%

表4 研修の内容は今後の業務に役立つと思うか

	役立つ	多少役立つ	どちらとも言えない	あまり役立たない	役立たない
平成27年度	71.3%	23.8%	3.7%	1.0%	0.3%
平成28年度	73.5%	22.3%	3.3%	0.7%	0.3%
平成29年度	73.8%	22.1%	3.2%	0.8%	0.3%

表5 研修参加後に研修の内容を職場において周知するか（複数回答可）

	研修会を実施する	上司に報告する	同僚・部下に報告する	研修資料を回覧する	その他	周知する予定はない
平成27年度	5.5%	13.5%	15.1%	46.8%	23.2%	10.9%
平成28年度	4.9%	14.9%	16.7%	53.4%	19.7%	9.9%
平成29年度	5.2%	15.9%	17.4%	50.9%	19.3%	11.1%

(2) 公開セミナー等

公正取引委員会は、独占禁止法の執行や競争政策の企画・立案及び評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するため、競争政策研究センター（以下「CPRC」という。）を設置し、競争政策上の先端的な課題

の研究活動，競争政策の普及・啓発活動を実施している。

ア 公開セミナー

公正取引委員会職員，経済学者，法学者らによる共同研究を実施しているところ，一般から広く参加者を募ってセミナーを開催して共同研究の成果等を発表し，参加者間での討議を行うとともに，専門誌において共同研究の成果を紹介することなどによって，事業者，法曹等の実務家，行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を図っている（CPRCが開催する当該セミナーを以下「公開セミナー」という。）。

平成25年度ないし平成29年度の公開セミナーの開催回数・参加人数は表6のとおりであり，平成27年度ないし平成29年度の各公開セミナーのテーマ・講師，参加者等は表7のとおりである。

表6 公開セミナーの開催回数・参加人数

これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
3回（237名）	3回（204名）	3回（132名）	3回（252名）	3回（361名）
		計9回（計745名）		

表7 平成27年度ないし平成29年度に開催した公開セミナーのテーマ・講師等

平成27年度	第38回（平成27年12月11日）（参加人数36名） 【テーマ】「欧州企業結合規制の現状（デジタルプラットフォーム及び電気通信に焦点を当てて）」 【講師】James Venit（スキャデン・アープス外国法事務弁護士事務所弁護士） 【コメンテーター】武田 邦宣（CPRC 主任研究官・大阪大学大学院法学研究科教授）
	第39回（平成28年1月29日）（参加人数73名） 【テーマ】「中国における独占禁止法と知的財産権の関係について」 【講師】王 先林（上海交通大学教授） 【コメンテーター】川島 富士雄（神戸大学大学院法学研究科教授）
	第40回（平成28年2月1日）（参加人数23名） 【テーマ】「独占禁止法と知的財産法の交錯—日中比較の観点から—」 【講師】王 先林（上海交通大学教授），島並 良（神戸大学大学院法学研究科教授） 【コメンテーター】川島 富士雄（神戸大学大学院法学研究科教授），和久井 理子（大阪市立大学大学院法学研究科特任教授・立教大学法学部特任教授・CPRC 客員研究員）

平成28年度	<p>第41回（平成28年4月22日）（参加人数126名）</p> <p>【テーマ】「課徴金減免制度導入後の10年の成果と今後の在り方」</p> <p>【講師】山田 昭典（公正取引委員会事務総局審査局長），川合 弘造（西村あさひ法律事務所弁護士），和久井 理子（大阪市立大学大学院法学研究科特任教授）</p>
	<p>第42回（平成28年11月25日）（参加人数57名）</p> <p>【テーマ】「中国における知的財産権濫用規制の動向」</p> <p>【講師】分部 悠介（IP FORWARDグループ総代表，IP FORWARD法律特許事務所代表弁護士・弁理士，FORWARD China〔上海擁智商務諮詢有限公司〕董事長・総経理）</p>
	<p>第43回（平成28年12月2日）（参加人数69名）</p> <p>【テーマ】「新たなマッチメーカー・エコノミーと競争政策」</p> <p>【講師】David S. Evans（グローバル・エコノミクス・グループ会長，ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン客員教授など）</p> <p>【コメンテーター】大橋 弘（CPRC主任研究官・東京大学大学院経済学研究科教授）</p>
平成29年度	<p>第44回（平成29年6月23日）（参加人数48名）</p> <p>【テーマ】「確約手続の国際比較 ～日・米・欧の観点から～」</p> <p>【講師】小室 尚彦（公正取引委員会 経済取引局 企画室長），大軒 敬子（ホワイト&ケース法律事務所／ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所〔外国法共同事業〕弁護士），杉本 武重（ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所〔ブリュッセルオフィス〕）</p>
	<p>第45回（平成29年12月5日）（参加人数210名）</p> <p>【テーマ】「デジタルエコノミーと競争政策 ―事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える―」</p> <p>【講師】杉本 和行（公正取引委員会委員長），大橋 弘（東京大学大学院経済学研究科教授），武田 邦宣（大阪大学大学院法学研究科教授），黒本 和憲（コマツ取締役（兼）専務執行役員），菅久 修一（公正取引委員会経済取引局長）</p>
	<p>第46回（平成30年3月16日）（参加人数103名）</p> <p>【テーマ】「スポーツと競争法～『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～」</p> <p>【講師】川井 圭司（同志社大学政策学部教授），泉水 文雄（神戸大学法学研究科教授）</p> <p>【コメンテーター】神林 龍（一橋大学経済研究所教授），渡辺 伸行（TMI総合法律事務所弁護士）</p>

（注）公開セミナーの講師，コメンテーター等の肩書は開催日時点のものである。

また，参加者に対するアンケート調査を実施したところ，回答者の内訳は表8のとおりであり，アンケート結果は表9のとおりである。

表8 公開セミナーのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他
45.7%	12.0%	10.5%	5.1%	26.7%

(注)「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表9 公開セミナーのテーマ選定に係る参加者の満足度

	大変満足	おおむね 満足	普通	やや不満	非常 に不満
第41回(平成28年4月22日)	27.4%	54.7%	15.8%	2.1%	0.0%
第42回(平成28年11月25日)	24.5%	58.5%	15.1%	0.0%	1.9%
第43回(平成28年12月2日)	49.0%	46.9%	4.1%	0.0%	0.0%
第44回(平成29年6月23日)	41.5%	54.7%	3.8%	0.0%	0.0%
第45回(平成29年12月5日)	38.5%	54.2%	7.3%	0.0%	0.0%
第46回(平成30年3月16日)	42.0%	46.0%	12.0%	0.0%	0.0%

(注) 最高評価である「大変満足」を「5」とし、最低評価である「非常に不満」を「1」とした5段階評価における各評価の回答数の割合である。

なお、テーマ選定に係るアンケート調査は平成28年度より実施している。

イ 国際シンポジウム

CPRCでは、国際的な競争政策に関するトピックスやアカデミックな研究成果について、海外の競争当局担当者や学識経験者を招いて、国内の研究者、事業者、CPRCの研究員や公正取引委員会幹部を交えたパネルディスカッション等を行う国際シンポジウムを開催している。

国際シンポジウムは、CPRCが発足した平成15年度以降、毎年1回程度開催している。各国際シンポジウムのテーマ等は表10のとおりである。

表10 国際シンポジウムのテーマ等(平成25年度以降)

平成25年度	第11回(平成26年3月14日)(参加人数139名) 【テーマ】「デジタルエコノミーにおける競争政策」
平成26年度	第12回(平成27年3月6日)(参加人数158名) 【テーマ】「急増する特許権とイノベーション～競争政策の役割～」

平成28年度	第13回（平成28年6月3日）（参加人数178名） 【テーマ】「電子商取引における垂直的制限：競争政策の観点から」
平成29年度	第14回（平成29年5月17日）（参加人数86名） 【テーマ】「グローバル経済の下での企業結合規制：これまでの軌跡と次の10年の課題」
	大阪国際シンポジウム（平成30年3月30日）（参加人数219名） 【テーマ】「デジタル・エコノミーの進展と競争政策」～IoT、データ、プラットフォーム・ビジネスと法～

また、参加者に対するアンケート調査を実施したところ、回答者の内訳は表11のとおりであり、アンケート結果は表12のとおりである。

表11 国際シンポジウムのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・大学関係	法曹関係	学生	その他
41.2%	21.3%	14.2%	3.8%	19.4%

（注）「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表12 国際シンポジウムのテーマ選定に係る参加者の満足度

	大変満足	おおむね満足	普通	やや不満	非常に不満
第13回（平成28年6月3日）	47.9%	46.5%	5.6%	0.0%	0.0%
第14回（平成29年5月17日）	34.1%	54.5%	9.1%	0.0%	2.3%
大阪国際シンポジウム（平成30年3月30日）	38.4%	45.8%	14.1%	1.7%	0.0%

（注）表9と同じ5段階評価における各評価の回答数の割合である。

(3) 実態調査報告書の公表

公正取引委員会は、政府規制等に関して実態調査報告書の公表を通じて競争政策上の考え方を示し、政府規制等の見直しを促し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めている。

また、実態調査を実施した際には、報告書を作成し、公正取引委員会のウェブサイトで公表するとともに、必要に応じ、説明会、講習会、講師派遣等を実施し報告書の説明を行っている。

平成27年度ないし平成29年度の実態調査報告書の公表状況等は表13、説明会等の実施回数は表14、各実態調査報告書のウェブサイトのアクセ

ス件数は表 15 のとおりである。

表 13 実態調査の公表状況等

平成 27 年度	外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について（平成 28 年 2 月公表）	平成 27 年度調査開始
平成 28 年度	介護分野に関する調査報告書（平成 28 年 9 月公表）	平成 27 年度調査開始
平成 30 年度	携帯電話市場に関する実態調査	平成 29 年度調査開始

（注）平成 29 年度に公表したものはない。

表 14 説明会等の実施回数

	27 年度	28 年度	29 年度
説明会等の実施回数	0	2	0

表 15 各実態調査報告書のウェブサイトへのアクセス件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について	2,140 件	1,230 件	879 件
介護分野に関する調査報告書		13,375 件	3,041 件

（注）関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの

(4) 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の定着

行政機関が規制を新設又は改廃する際に発生する効果や負担を、行政機関自らが予測・評価するものとして、平成19年10月から規制の事前評価が行われてきた。規制の事前評価のうち、市場の競争状況に与える影響を予測・評価する競争評価は、規制の事前評価の一部として平成22年4月から試行的に実施されてきた。

競争評価の試行的実施では、公正取引委員会は、競争状況への影響の把握・分析の手法として競争評価チェックリストを作成し、総務省と連携して同チェックリストを配布していたほか、「競争評価チェックリスト活用の手引」（以下「手引」という。）も総務省を通じて配布した。

平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価は、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要である等とされた。それを受け、公正取引委員会は、競争評価の手法として、同年7月31日に

「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」（以下「競争評価に関する考え方」という。）及び競争評価チェックリストを作成し、公表した。また、同年9月26日にこれらを補完するものとして、試行的実施の際に作成した手引に代わるものとして、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（以下「事務参考マニュアル」という。）を作成し、公表した。

改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成29年10月1日に施行されたことに伴い、競争評価も同年10月1日から本格的に実施されている。

公正取引委員会は、試行的実施時から引き続き本格的実施後においても、競争評価の定着及び内容向上のため、以下ア及びイの取組を行っている。

ア 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価

公正取引委員会は、競争評価を各府省に定着させ、適切に実施してもらうため、各府省からの相談を受け付け、単に疑問点に回答するだけでなく、競争評価チェックリスト記載に当たっての考え方や検討方法、競争評価の基礎となる競争政策の基本的考え方を説明した。

また、平成29年2月に総務省が主催した各府省担当者向けの規制の政策評価に関する研修において説明を行った。

各府省が実施した規制の政策（事前）評価の件数に対して競争評価チェックリストを用いた競争評価が実施された件数の割合は、平成27年度ないし平成29年度の全ての年度で100%となっている。

イ 競争評価検討会議

公正取引委員会は、各府省がより充実した競争評価を実施するための方法を示すこと等を目的として、経済学や規制の政策（事前）評価の知見を有する複数の外部有識者を招いて競争評価検討会議（以下「検討会」という。）を開催している。

「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等の改正が施行されるまでの間で平成28年度及び平成29年度にそれぞれ2回検討会を開催し、競争評価の本格的実施に向けて、各府省が試行的実施において作成した競争評価チェックリストの分析、競争評価の手法の改善に向けた検討を行った（平成27年度は開催せず）。

6. 評価

(1) 必要性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

(7) 入札談合は、参加者間の公正かつ自由な競争を通じて国や地方公共団体等が安価で良質な公共財を調達する入札システムを否定する悪質な独占禁止法違反行為である。また、入札談合事件の中には、発注機関の職員が入札談合等に関与している事件もみられる。公正取引委員会では、独占禁止法違反行為に厳正に対処しているが、表16のとおり依然として入札談合事件は跡を絶たない。

また、平成15年の入札談合等関与行為防止法施行後において、公正取引委員会が発注者による入札談合関与行為を認定した事例も13件に上っている。

表16 入札談合の法的措置件数

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
2	0	4	5	5

(イ) 入札談合事件及び発注機関職員が入札談合に関与する事件が跡を絶たないのは、

- ・ 発注機関の職員にとっては、予算執行等との兼ね合いや被害者意識を自覚しにくいこと、入札談合が悪質な独占禁止法違反行為であると認識していないことなどから、入札談合等の防止に積極的に取り組むインセンティブが小さいものと考えられること
- ・ 平成23年9月に公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」によると、例えば、入札談合等関与行為防止法に触れたコンプライアンス・マニュアルは1割程度、入札関連秘密情報の管理規程は2割程度の発注機関での整備にとどまっている状況がみられるほか、入札談合等関与行為防止法の研修を過去3年間に実施した発注機関は約4分の1にとどまっていること

が原因と考えられる。

このため、入札談合等を防止するためには、入札談合に関与しないように発注機関・職員の法令遵守に係る意識向上や体制面の整備等が不可欠であり、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進し、競争政策の定着を図ることが必

要である。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

(ア) CPRCが開催している公開セミナー及び国際シンポジウムには、競争政策に係る企業関係者や法曹等が多数参加しており、募集の締切日前に応募者が定員に達する回もある。特に、競争政策について先行している欧米の議論や欧米当局の動向を把握することは、我が国競争政策の発展にとって極めて重要である。

(イ) また、

- ・ 公正取引委員会のウェブサイト公開セミナーを掲載しているページへの多数のアクセスがある（それぞれ掲載開始後2か月間の平均で延べ1,714件。特に平成29年度開催の第45回公開セミナー（テーマ「デジタルエコノミーと競争政策—事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える—」）では延べ5,011件。）こと
 - ・ 公正取引委員会のウェブサイト国際シンポジウムを掲載しているページへの多数のアクセスがある（それぞれ掲載開始後2か月間の平均で延べ2,175件）こと
- から関係者の公開セミナー、国際シンポジウムのテーマに対するニーズも高い。

以上から、公開セミナー及び国際シンポジウムを開催し、最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことは、事業者、法曹等の実務家に競争政策に係る理解の定着及び増進を図るために必要である。

ウ 実態調査報告書の公表

政府規制等は、一定の行政目的を達成するために設けられるが、市場における競争に悪影響を及ぼす場合がある。本来の趣旨が損なわれ、市場における競争に悪影響を及ぼしていると考えられる政府規制等は見直しが行われる必要がある。見直しが行われていない場合には、その実態を調査し、結果を公表するなどの情報発信を行うことにより、見直しを促すことが必要である。

エ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の支援・促進

競争評価チェックリストの個々の質問にどのように回答するか等に

ついて、本格的実施後も、各府省から相談が随時寄せられている。

また、試行段階では、各府省の回答内容の精査やチェックリストの改定に向けた検討を行ったが、本格的実施後に各府省が作成した競争評価チェックリストを精査したところ、規制の評価が適切ではないと考えられるものも見られる。

このため、競争政策の知見を有する公正取引委員会が競争評価の考え方等についての各府省からの相談対応等を実施し、競争評価を定着させるとともに、外部有識者からの意見等を踏まえ、競争評価の内容を向上させ、各府省が競争評価を適切に実施できるようにする必要がある。

(2) 有効性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修を実施することで、発注機関の職員の入札談合等防止に係る意識・取引内容の向上につながると考えられることから、当該研修の参加人数、研修参加者の理解度、有益度、研修参加者の職場内周知の予定の度合いを指標として設定し、効果を測定した。

(7) 入札談合等関与行為防止法等に係る研修の実施回数及び参加人数は、表1のとおり、平成27年度は317回・24,494人、平成28年度は287回・20,467人、平成29年度は307回・22,393人であり、いずれの年度においても目標（平成27年度242回以上、平成28年度272回以上、平成29年度は20,000人以上¹⁾）を達成している。

(イ) 入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、発注機関の職員等が遵守を義務付けられている入札談合等関与行為防止法に関する理解度、有益度に一定程度高い水準が求められる。

アンケート調査では、表3のとおり、研修への出席により入札談合等関与行為防止法等についての理解が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合は、平成27年度は95.7%、平成28年度は96.1%、平成29年度は96.8%となっており、いずれの年度においても目標（平成28年度及び平成29年度90%以上²⁾）を達成してい

¹ 入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、今後も300回以上の実施回数を維持することが見込まれることから、平成28年度から実施回数ではなく、参加人数を目標値の指標としている。

² 入札談合等関与行為防止法の研修の理解度等については、平成27年度以前は定性的指標の要素としていたところ、平成27年度公正取引委員会政策評価委員会における指摘を踏まえ、数値によりその達成度合いを測るため、平成28年度以降、定量的目標としている。

る。また、表4のとおり、研修の内容は入札談合等の未然防止を含む今後の業務に「役立つと思う」又は「多少役立つと思う」と回答した参加者の割合は、平成27年度は95.1%、平成28年度は95.8%、平成29年度は95.8%となっており、いずれの年度においても目標（平成28年度及び平成29年度90%以上³⁾）を達成している。

- (ウ) 研修では、「入札談合の防止に向けて」と題する資料を配布して説明を行っているところ、同資料は、入札談合に関する法令や法執行手続等を網羅的に含んでいるほか、過去の事例を多数掲載している。参加者は研修後もいつでも同資料を参照することができるほか、研修を受けた職員が同資料を用いて研修に参加できなかった職員に対して説明することができるなど、発注機関の職員の理解増進に寄与している。また、同資料は、公正取引委員会ウェブサイトにも掲載しダウンロードできるようになっている。

アンケート調査結果によれば、表5のとおり、研修を受けた後、「職場で講習会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」、「資料回覧」すること等としている参加者の割合は、平成27年度は89.1%、平成28年度は90.1%、平成29年度は88.9%であり、いずれの年度においても目標（平成28年度及び平成29年度85%以上⁴⁾）を上回る水準となっている。

これらを踏まえると、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、当該発注機関の職員における入札談合等関与行為防止法等の理解を促進し、入札談合等防止に係る意識・取組内容の向上に有効であると評価できる。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

公開セミナー及び国際シンポジウムを開催し、競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことで、事業者、実務家等における競争政策に係る理解の定着及び増進につながると考えられることから、公開セミナーの開催回数、テーマ選定に係る満足度のほか、競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信の状況（公開セミナー及び国際シンポジウム

³⁾ 脚注2に同じ。

⁴⁾ 脚注2に同じ。

のテーマ及び参加人数)を指標として設定し、効果を測定した。

(7) 公開セミナー

a 公開セミナーは、表6のとおり、平成27年度ないし平成29年度の各年度とも3回開催している。開催回数の目標は、過去5年間の平均開催回数を基に3回以上と設定しているところ、平成27年度ないし平成29年度はいずれも目標を達成している。

b 平成27年度ないし平成29年度に開催した計9回(第38回から第46回)の公開セミナーの参加者の合計は前記5(2)のとおり、745名(平成27年度:132名、平成28年度:252名、平成29年度:361名)であり、会場の収容率が約85%になった回もあるなど、多数の参加者を得た。

c 公開セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果、公開セミナーのテーマ選定に係る参加者の満足度は表9のとおり、「大変満足」又は「おおむね満足」との回答の合計が、平成28年度は85.8%、平成29年度は92.5%となっており、いずれの年度においても目標(平成28年度及び平成29年度80%以上⁵⁾)を達成している。

また、アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「EUでの考え方、注目されている論点について知ることができ、参考になりました。」(第38回)、「立場の違いのある方(弁護士、学者など)からの意見と視点が大変参考になりました。」(第41回)、「一般的な情報をスライドで読むだけでなく、自身の見解か、自社の考えが聞けて大変参考になった。」(第45回)、「スポーツ分野と競争政策という貴重な内容のテーマの講演が聞いたので有意義だった。先生方によってアプローチの仕方が異なり参考になった。」(第46回)等の意見が寄せられている。

このように、平成27年度ないし平成29年度に開催した公開セミナーに対する参加者の満足度は、いずれの回とも高く、参加者にとって、参考となるものだったといえる。

他方、参加者の満足度が他の回と比較して低かった第41回及び第45回公開セミナーについて、アンケート結果を見ると、「説明の時間が短すぎた」、「じっくり話を聞きたかった」といった意見が寄せられていることから、講演時間を適切に設定する必要がある。

⁵ テーマ選定に係る参加者の満足度は、平成27年度政策評価委員会での指摘を踏まえ、テーマ設定に係る満足度を測定指標とし、平成28年度よりテーマ選定に係るアンケートを実施することとしたものである。

(イ) 国際シンポジウム

- a 国際シンポジウムは平成27年度ないし平成29年度の間各年度1回程度開催している。
- b 平成27年度ないし平成29年度に開催した国際シンポジウムの参加者の合計は前記5(2)のとおり、483名(平成28年度(第13回):178名、平成29年度(第14回及び大阪国際シンポジウム):305名)であり、特に、大阪国際シンポジウムにおいては、CPRCが開催した国際シンポジウム史上最多の参加者数となった。
- b 参加者に対するアンケート調査の結果、テーマ選定に係る参加者の満足度は表12のとおり、「大変満足」又は「おおむね満足」との回答の合計が、平成28年度は94.4%、平成29年度は84.2%となっており、いずれの年度においても目標(平成28年度及び平成29年度80%以上⁶)を達成している。

また、当該アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「最先端の知識を得られて非常に参考になりました。」(第13回)、「各講師のスピーチ内容もよく準備され、全体の調整も感じられた。今後ともこうした試みを続けてほしい。」(大阪国際シンポジウム)等の意見が寄せられており、国際シンポジウムに対する参加者の満足度は高く、参加者にとって参考となるものだったといえる。

公開セミナーや国際シンポジウムは、国際的な競争政策に関するトピックスや研究成果を広く社会に提供するため、特定のテーマを選定し、それを事前に公表して開催しているものである。しかし、これらに参加するための参加条件を設定していないため、当該テーマに関心があり、一定の知識を有する者以外の者の参加も可能なものである。このような状況の中で公開セミナー及び国際シンポジウムの満足度が高いことを踏まえると、参加者からの評価が非常に高く、CPRCの研究成果や最近の競争政策に関するトピックスを共有し、競争政策に係る理解の定着及び増進に一定の効果があったと考えられる。

ウ 実態調査報告書の公表

⁶ 脚注5に同じ。

実態調査の結果を公表することで、政府規制等の見直しの促進につながると考えられることから、実態調査の公表件数、アクセス件数を指標として設定し、効果を測定した。

(7) 実態調査報告書の公表件数の平成28年度及び平成29年度の目標値はそれぞれ1件であり、平成28年度は目標を達成したが、平成29年度は目標を達成できなかった（平成27年度は、目標を設定していない。）。

(イ) a 平成27年度には、外航海運の調査において、外航海運の現状及び外航海運に係る独占禁止法の適用除外について調査を行い、外航海運に係る独占禁止法の適用除外制度を維持すべき理由は存在しないとする報告書を公表した。報告書公表後、国土交通省との間で外航海運に係る独占禁止法の適用除外に関して協議を行った。

国土交通省は、公正取引委員会との協議を踏まえ、平成28年6月14日に、「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に関する再検討の結果について」を公表し、届出に係る行為の存在が確認できない運賃同盟の加盟船社に対し、速やかな脱退を求めることなどにより、運賃同盟の締結件数が減少し、国際海上輸送サービスの安定的供給に支障がないと判断される場合には、運賃同盟に係る適用除外制度を廃止する方向で見直すこと等を示した。

b また、平成28年度に公表した「介護分野に関する調査報告書」では、競争政策の観点から、①多様な事業者の参入促進、②補助制度・税制におけるイコルフットイングの確保、③介護サービス・価格の弾力化及び④情報公開・第三者評価の充実について提言を行った。

(ウ) 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数は表15のとおりであり、平成28年度の「介護分野に関する調査報告書」を掲載したウェブサイトには多数のアクセスがあった。

(イ) 独占禁止政策協力委員⁷からは、

⁷ 競争政策への理解の促進と地域経済の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から設置し、各地域の有識者150名に委員を委嘱し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施において参考としている。

「今後、農業、医療、観光、物流は伸びていく必要があると思うが、既存の規制が多すぎるので、新しいものが育たない。例えば、農地に工場を建設して、天候に関係のない作物育成をしたいというところもあるが、農地に工場を建設することは規制されているので、なかなかそのような取組が進まない。」、「公正取引委員会が、農業、教育、介護のような市場メカニズムが機能していない分野に手をつけることは、公正取引委員会の活動を世に知らしめるとともに、国民経済にとってプラスになると考える。今後も、市場メカニズムが機能していない分野に対する調査を行ってほしい。」といった意見が寄せられていることから、そのような意見も踏まえた実態調査を実施する必要がある。

したがって、実態調査報告書の公表は、政府規制等の見直しの促進に一定の効果があつたと考えられる。

エ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の取組の支援・促進

公正取引委員会が競争評価の考え方等についての各府省への相談対応等や競争評価の手法の改善を検討することで、各府省の競争評価の定着及び内容を向上させ、各府省の競争評価の適切な実施につながると考えられることから、競争評価チェックリストを用いた競争評価実施件数の割合、競争評価検討会議の回数を指標として設定し、効果を測定した。

(7) 競争評価の定着に係る施策

各府省において実施された規制の政策（事前）評価の件数に対して競争評価チェックリストを用いた競争評価が実施された件数の割合は、平成27年度、平成28年度及び平成29年度全ての年度において100%を達成した。

(1) 競争評価の内容の向上に係る施策

「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等の改正が施行されるまでの間で平成28年度及び平成29年度にそれぞれ2回検討会を開催し、本格的実施後の競争評価を実施する際の方法の検討を進める上で広く課題を把握することができた。

したがって、競争評価の考え方等についての各府省への相談対応等や競争評価の手法の改善を検討することは、各府省の競争評価の定着及び内容を向上させ、各府省の競争評価の適切な実施に有効であつた

と評価できる。

(3) 効率性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

前記(1)ア(イ)に記載の「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」において、いわゆる官製談合に関与するリスクの高い職員は発注担当部署（出先機関を含む。）の職員であることが示されており、また、これまで公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為のほぼ全ての事例が発注担当部署の職員の関与によるものである。

入札談合等関与行為防止法に係る研修の参加者に対するアンケート調査結果によれば、表17のとおり、参加者のうち「工事・物品・委託業務等の発注業務」を担当する者の割合は、平成27年度においては52.8%、平成28年度においては55.3%、平成29年度においては54.5%となっており、リスクの高い発注担当部署の職員に対して重点的に研修を実施した。

表17 研修参加者の担当業務（複数回答可）

	工事・物品・委託業務等の発注業務	契約・会計業務	コンプライアンス等の内部統制業務	その他
平成27年度	52.8%	31.6%	8.6%	24.8%
平成28年度	55.3%	33.0%	9.4%	21.3%
平成29年度	54.5%	34.0%	10.5%	21.8%

また、同アンケート調査結果によれば、表5のとおり、研修を受けた後、平成27年度においては89.1%、平成28年度においては90.1%、平成29年度においては88.9%とおおむね90%の参加者が職場において研修内容の周知を行う予定であるとしていることから、参加者だけでなく研修に参加していない者に対してもその内容の周知が行われたものと評価できる。研修で配布している「入札談合の防止に向けて」と題する資料は公正取引委員会ウェブサイトにも掲載しており、同資料掲載ページへのアクセス回数は、平成27年度においては10,478件、平成28年度においては13,957件、平成29年度においては17,551件と大幅に増加している。

このように、入札談合等の防止に係る意識等の向上のための働きかけを発注担当部署の職員に対して重点的に行うとともに、研修の参加

者以外の職員にもその内容を周知させることができ、効率的な取組であったと評価できる。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

公開セミナー等の開催に当たっては、競争政策に関心のある者のメーリングリストを活用して直接、参加案内を発信している。また、公開セミナー等には、外部の者だけでなく、公正取引委員会職員も参加しており、当委員会職員の知識の向上と外部への情報発信が同時に行えるものとなっている。さらに、一部の公開セミナー等においては、新聞社と協力の上、開催後における議論内容の周知といった広報活動を行うことができた。このほか、公開セミナー等の資料は、公正取引委員会ウェブサイト等にも掲載しており、参加していない者に対する情報発信も行っている。

このように、公開セミナー等の周知に当たってメール、新聞社を活用し、参加者以外にもその内容を周知させることができ、効率的な取組であったと評価できる。

ウ 実態調査報告書の公表

平成27年度に公表した「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度のあり方について」の報告書はウェブサイトにて一定程度アクセスがあり、平成28年度に公表した「介護分野に関する調査報告書」は、ウェブサイトにて多数のアクセスがあったことから、関係者に対して効率的に内容を周知することができたと考えられる。

エ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の取組の支援・促進

(7) 競争評価の定着に係る施策

試行的実施においては手引を、本格的実施においては競争評価に関する考え方及び事務参考マニュアルを各府省に配布等する施策は、各府省による競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施に当たって、適切な方法を示すものであり、各府省に共通した疑問点について個々に回答する方法よりも事務負担を大幅に軽減するものであった。

(1) 競争評価の内容の向上に係る施策

各府省の競争評価の内容を向上させるためには、経済学や、規制

の政策（事前）評価に係る専門家の知見が不可欠である。検討会という形式で、当該専門家が一堂に会して議論することで、多岐にわたる論点の整理及び方向性の検討を効率的に行うことができた。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

実績評価書（標準様式）における測定指標のうち、「入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数及び参加人数」、「入札談合等関与行為防止法研修の①理解度、②有益度、③職場内の周知度」、「公開セミナーの開催回数」、「公開セミナー及び国際シンポジウムのテーマ選定に係る参加者の満足度」及び平成28年度の「実態調査報告書の公表件数」は、いずれも数値目標を達成している。

「各府省における規制の政策（事前）における競争評価の取組の支援・促進」については、各府省において全ての規制の政策（事前）評価において競争評価がなされており、競争評価に関する検討会議において競争評価の手法の改善に向けた有効な検討が行われている。また、公開セミナー及び国際シンポジウムでは、CPRCの研究成果や最近の競争政策に関するトピックスを共有している。

実態調査報告書は、平成29年度は公表していないものの、新たな実態調査に着手しており、介護分野に関する調査報告書には多数のアクセスが寄せられている。

以上から、本施策は、競争的な市場環境の創出に相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の政策（事前）評価に当たっての競争評価の定着等のために必要かつ有効であり、また、入札談合等防止に係る研修の参加者以外の職員にもその内容を周知させたことや公開セミナー等の周知をメール、新聞社を活用するといった取組等は、効率的であったと評価できる。

なお、平成27年ないし平成29年度に開催された9回の公開セミナーのいずれにおいても、参加者アンケート中の、「公開セミナーの参加理由」の質問に対し、「テーマ」を選んだ回答者の割合が最も多い又は2番目に多いことから、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く必要がある。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(ア) 施策

引き続き、本件取組（入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の実施、公開セミナーの開催、実態調査報告書の公表、各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の取組の支援・促進）を推進し、競争的な市場環境の創出を図ることとする。

(イ) 測定指標

各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持するが、以下の点は改善する必要がある。

a 会場規模・講演内容・講演時間等の設定

公開セミナーは、多数の参加を得て、テーマ選定に係る満足度も高く、競争政策に係る理解の定着及び増進のために有効な取組であるが、参加者から「説明の時間が短すぎた」、「じっくり話が聞きたかった」といった意見が寄せられたことから、参加者のニーズを踏まえた講演内容・講演時間等にしていく必要がある。

b 政府規制等の見直しが進んでいない分野への実態調査の実施

「今後、農業、医療、観光、物流は伸びていく必要があると思うが、既存の規制が多すぎるので、新しいものが育たない。例えば、農地に工場を建設して、天候に関係のない作物育成をしたいというところもあるが、農地に工場を建設することは規制されているので、なかなかそのような取組が進まない。」、「公正取引委員会が、農業、教育、介護のような市場メカニズムが機能していない分野に手をつけることは、公正取引委員会の活動を世に知らしめるとともに、国民経済にとってプラスになると考える。今後も、市場メカニズムが機能していない分野に対する調査を行ってほしい。」といった意見も寄せられていることから、幅広く意見を聴取するなどして、政府規制等の見直しが進んでいない分野の実態調査を実施する必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 各自治体等に対し、研修を行う際はそれぞれのニーズに応じた研修が実施される必要がある。 （時間的な制約があるものの、引き続き、効果的な研修を実施していきたい旨回答した。）</p>	多田委員
<p>○ コンプライアンス担当者に研修参加への呼びかけを重点的に行うことができれば、発注者の組織内での周知がより効果的に行われるのではないか。 （研修会場の収容能力に余裕があった場合にはコンプライアンス担当者も同席するように積極的にお願いをしている旨回答した。）</p>	中村委員
<p>○ 現状では、満足度や理解度といった主観的な指標を研修の効果として測定している。テストまで行うことは難しいと思うが、一部の研修でクイズ等によって可能な限り客観的に効果を検証してはどうか。 （意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。）</p>	小林委員